

「やまなし子ども・若者育成指針（仮称）」 （素案）

～夢や希望を抱き、たくましく、しなやかに成長し
やまなしの未来を拓く「子ども・若者」を育むために～

平成27年2月

山 梨 県

目 次

第1章 指針の策定にあたって	1
1 指針策定の趣旨	1
2 指針の位置づけ	1
3 指針の性格	1
4 指針の期間	2
5 指針の対象	2
第2章 子ども・若者をめぐる現状と課題	3
1 社会環境の変化	3
2 生活環境の変化	10
(1) 家庭	10
(2) 学校	23
(3) 地域社会	29
第3章 子ども・若者健全育成の基本的考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	39
第4章 子ども・若者育成の施策体系	44
基本目標Ⅰ 心豊かな子どもが育つ家庭づくりと困難を有する子ども・若者やその家族 へのきめ細やかな支援	
○重点目標1 心豊かな子どもが育つ家庭教育を推進します。	44
○重点目標2 ニート・フリーターに対する支援の充実を図ります。	45
○重点目標3 障害のある子ども・若者への支援の充実を図ります。	46
○重点目標4 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります。	48
○重点目標5 インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動を 推進します。	49
○重点目標6 貧困や外国人の言葉の問題など困難を有する子ども・若者 とその家族を総合的に支援します。	50

基本目標Ⅱ 郷土のよさを理解し、世界に目を向けて、たくましくしなやかに成長できる学校教育の充実

- 重点目標 7 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します。・・・ 5 2
- 重点目標 8 社会的・職業的自立に必要な能力、起業家精神やリーダーシップの育成を推進します。・・・ 5 4
- 重点目標 9 いじめ・不登校、暴力行為、高校中途退学者等への対応の充実を図ります。・・・ 5 7

基本目標Ⅲ やまなしの未来を切り拓く子ども・若者と対話し、支え、成長を地域社会で受けとめる環境づくり

- 重点目標 10 家庭・学校・地域社会の相互連携による教育力向上を支援します。・・・ 5 8
- 重点目標 11 県民一人ひとりが地域社会におけるコミュニケーションを基本として、子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します。・・・ 6 1
- 重点目標 12 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します。・・・ 6 3

第5章 県民の皆さんへのメッセージ・・・ 6 6

- 1 子ども・若者の皆さんへ・・・ 6 6
- 2 保護者の皆さんへ・・・ 6 6
- 3 学校（教職員）の皆さんへ・・・ 6 7
- 4 地域の皆さんへ・・・ 6 7

第6章 計画の推進に向けて・・・ 6 9

- 1 県の推進体制・・・ 6 9
- 2 関係機関等との連携・協働・・・ 6 9
- 3 計画の進行管理・・・ 7 0

第1章 指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨

次代の山梨県を担う子ども・若者が、夢や希望をもって心身ともに健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自己を確立していくこと、そして、次代を担う自立した人財として活躍し、活力に満ちた地域社会を創り上げることは、県民すべての願いです。

しかしながら、近年、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や核家族化、高度情報化などに加え、雇用状況の変化などを背景に大きく変化しており、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、スマートフォン等のインターネットを介した有害情報の氾濫、ニート、ひきこもり、不登校等の増加など、子ども・若者を巡る様々な問題が顕在化しています。

こうした中、平成22年4月、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、また、同年7月には、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

これらの状況を踏まえ、やまなしの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指すためには、行政、家庭、学校、地域社会、企業や関係機関がその重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、それぞれが協働し取り組む必要があります。

子ども・若者を巡る様々な今日的な課題に適切に対応し、子ども・若者が誕生から社会的に自立するまでの支援策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進していくために新たに「やまなしの子ども・若者育成指針」を策定しました。

2 指針の位置づけ

この指針は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針です。

3 指針の性格

- (1) この指針は、今後の本県青少年行政の基本となる指針であり、本県の青少年育成の基本理念等を示すとともに、今後取り組むべき施策の方向性を明らかにするものです。
- (2) この指針は、家庭、学校、地域社会、企業、各関係団体など、すべての県民が積極的に青少年の健全育成に取り組むための指針となります。
- (3) 子育てに関する環境づくりや障害者福祉、学校教育に関することについては、それぞれ「新やまなし子育て支援プラン」「新やまなし障害者プラン」「新やまなしの教

育振興プラン」で具体的に示しています。

(4) 子ども・若者育成支援推進法第8条第1項に基づく大綱である「子ども・若者ビジョン」の趣旨を勘案しています。

4 指針の期間

この指針の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2020年度）までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 指針の対象

この指針の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者としませんが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

なお、「子ども・若者」に係る呼称・年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」などの用語を使用しています。

◆この指針における「子ども・若者」について（用語解説）

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの期間

※学童期は、小学生の期間

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの期間

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども・若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの期間

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の期間

※このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、その用語を使用しています。

◆本指針における「人財」の表記について

「子ども・若者」は、本県にとっての「財（たから）」であるという基本的な考え方から、「人材」を「人財」と表記しています。

第2章 子ども・若者をめぐる現状と課題

1 社会環境の変化

(1) 子ども・若者人口の推移

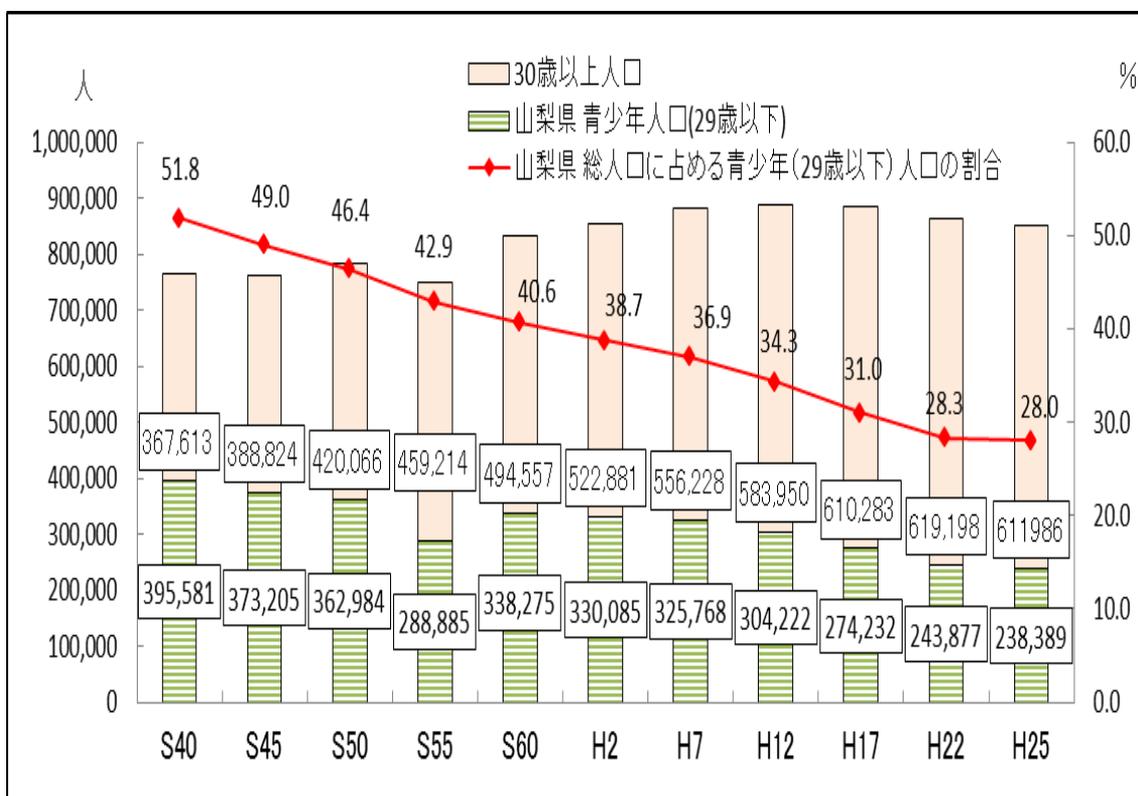
山梨県の人口は、平成12年の88万人をピークに、減少に転じて、平25年は、85万人となっており、このうち、子ども・若者（0～29歳）の人口は、23万8千人で、総人口の28.0%を占めています。

子ども・若者の人口は、ほぼ一貫して減少しており、総人口に占める子ども・若者の割合も、昭和45年の国勢調査で50%を下回り、その後も減少を続けています。

この現象は、出生率の低下、平均寿命の伸長などに起因しますが、加えて大学への進学や就職等による子ども・若者の県外流出も要因の一つになっています。

人口が減少する中で、活力ある社会をつくるためには、高齢者や女性、障害者などを含む全員参加型の社会が求められる。そのために、生涯にわたって学び続けることが可能な社会づくり、安心して子どもを産み、楽しくやりがいをもって子育てすることができる環境が整った社会づくり、障害の有無を問わず誰もが住みやすい社会づくりに向けた教育を推進する必要があります。

総人口に占める青少年人口の割合の推移（山梨県）



資料：総務省

(2) 少子化と3世代世帯の減少

近年、全国的に出生数は減少の一途をたどり少子高齢社会が到来しています。山梨県における平成25年の出生数は、6,198人、合計特殊出生率は1.44で過去最低であった平成21年の1.31より増加しているものの、出産世代の女性人口は年々減ってきており、今後も少子化が急速に進行すると考えられます。

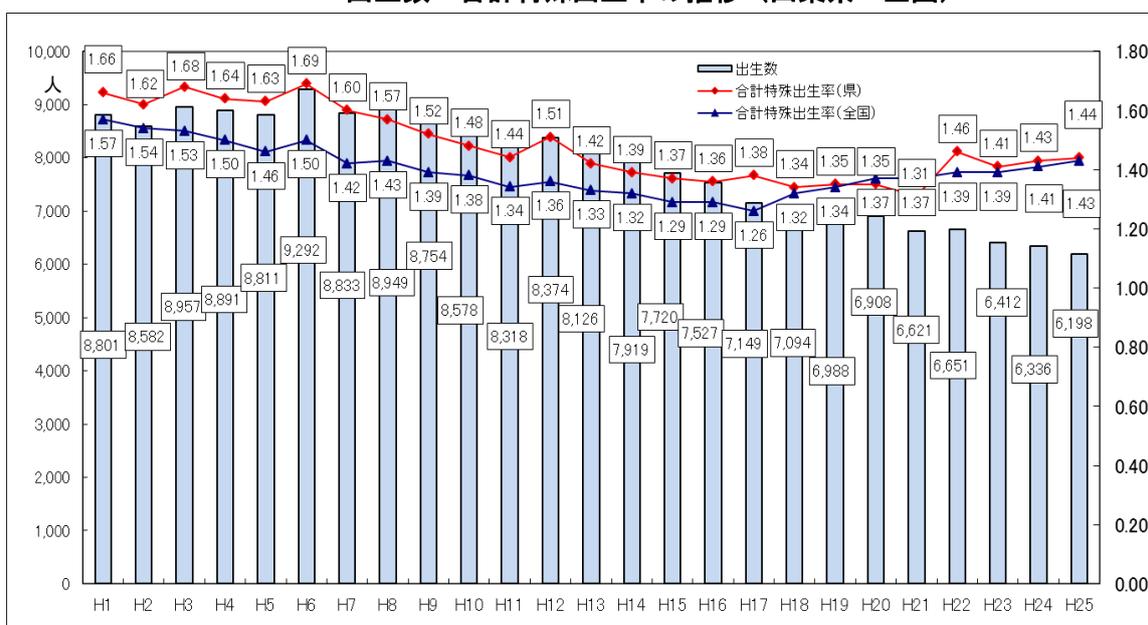
また、全国で18歳未満の未婚の子どもがいる世帯のうち、親と子どものみの核家族は、平成元年の69.5%から平成24年には、78.5%に増加している反面、3世代世帯は26.9%から18.0%に減少しており核家族化も進行しています。

少子化の進行は、学校や保育所等の小規模化や統廃合をもたらし、核家族化が加わって、子ども同士の間関係が固定的になり、子どもと地域の人たちが関わる機会が減るなど、同世代や異世代の人々との多様な人間関係の中で、子どもの自主性や社会性が育まれる機会を少なくしていると考えられます。

次代を担う子ども・若者が健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、子育てを家庭、学校、地域社会が一体となって、社会全体で支援する県民意識の醸成を図ることが必要になります。

また、地域社会で子どもを育むため、地域の人々の相互のふれあいを通して地域の連帯感を確立することも必要です。

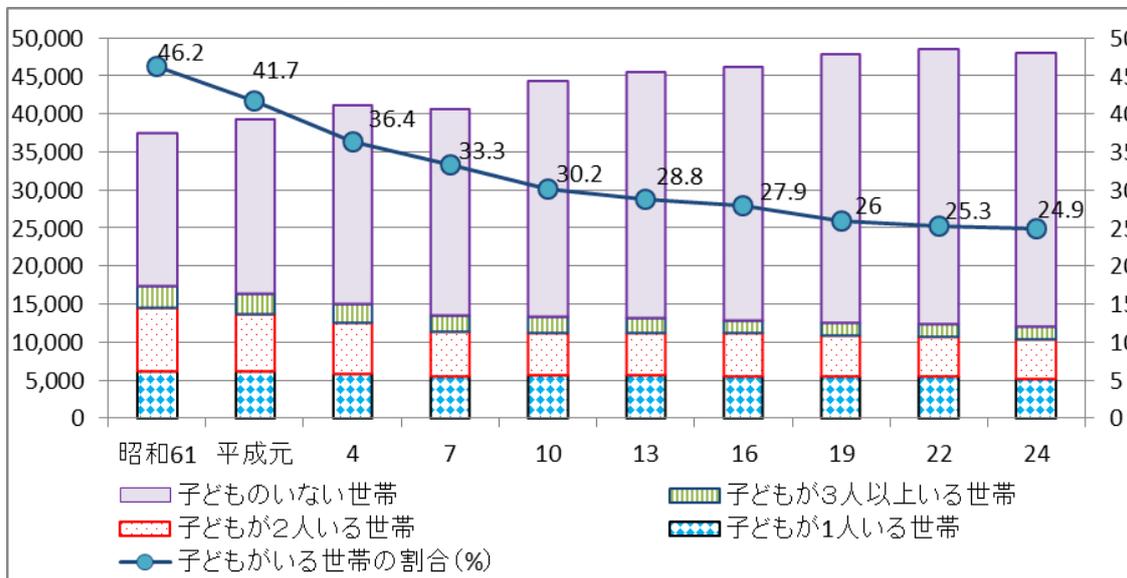
出生数・合計特殊出生率の推移（山梨県・全国）



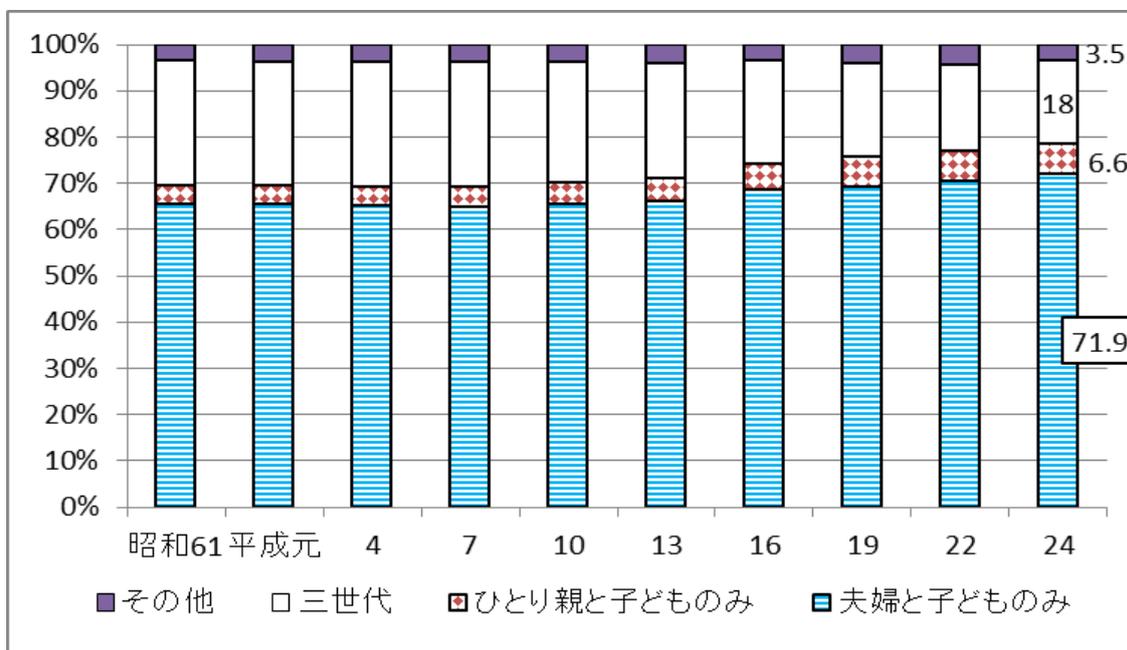
* 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの数の平均

18歳未満の未婚の子どものいる世帯数（全国）

（1）世帯数と子どものいる世帯割合



（2）子どものいる世帯の内訳（世帯構造別）



（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

（注）平成7年の数値は兵庫県を、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を、それぞれ除いたものである。

(3) 情報化社会の進展

情報化技術の発展、インターネットや携帯電話、スマートフォンの急速な普及により、いつでも世界中の様々な情報や人とつながることが可能になるなど、子ども・若者の生活に大きな影響を与えています。

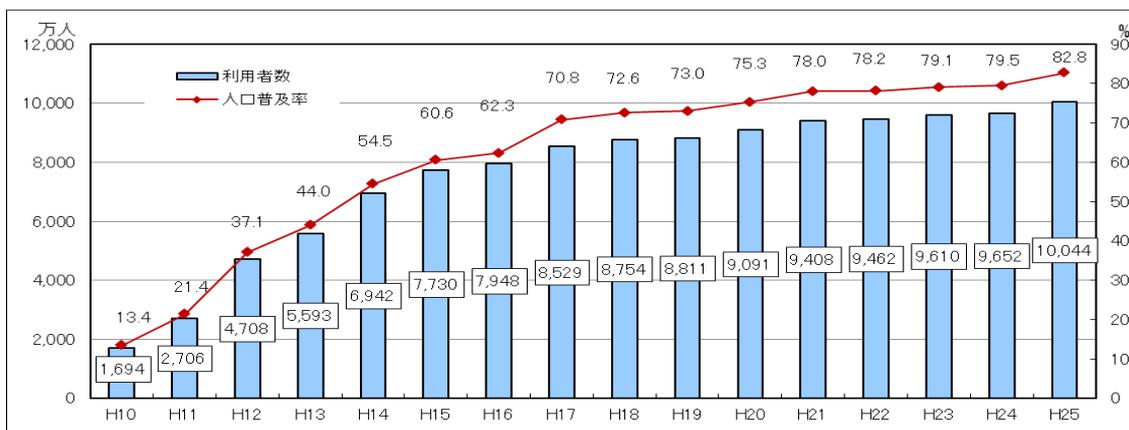
総務省の「通信利用動向調査」によると、インターネットの人口普及率（個人）は平成10年に13.4%であったものが、5年後の平成15年には4倍以上の60.6%と急速に普及し、その後伸び率は鈍ったものの、平成25年には、82.8%まで達しています。

携帯電話の普及率（総人口に対する加入台数）は、平成10年度に32.8%であったものが、5年後の平成15年度には、63.9%と急速に普及し、その後も急激な上昇を続け、平成25年には、106.2%となっています。

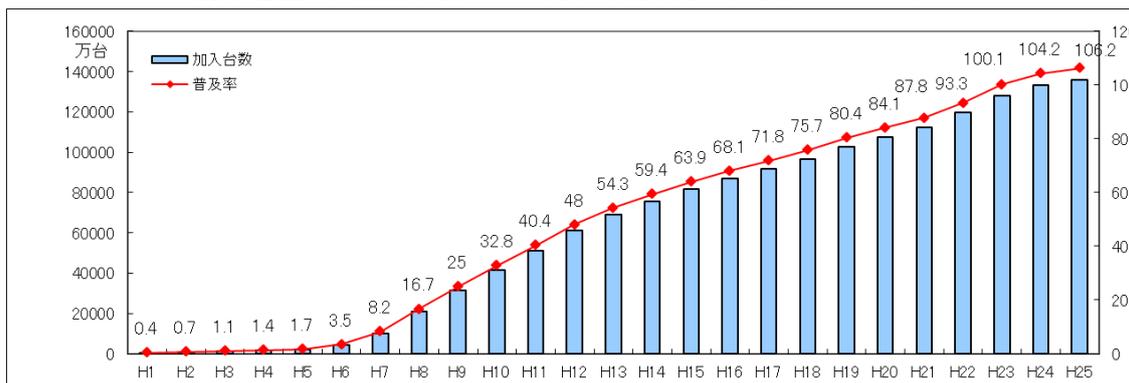
コミュニケーションの多くをメールやインターネットサイトに頼る子ども・若者が増えており、ネットワークメディアへの過度の依存傾向により、子ども・若者の人格形成に必要な体験の不足や対人関係能力を低下させることが懸念されます。

インターネット・スマートフォン・携帯電話の適切な利用について、家庭でのルールづくりを推進するなど、家庭・学校・地域社会が連携してインターネット上の有害情報から子ども・若者を守る大人の意識の向上を図っていく必要があります。

インターネット利用人口及び総人口に対する普及率の推移（全国） 資料：総務省



携帯電話加入数及び総人口に対する普及率（全国） 資料：総務省



(4) 在留外国人の定着

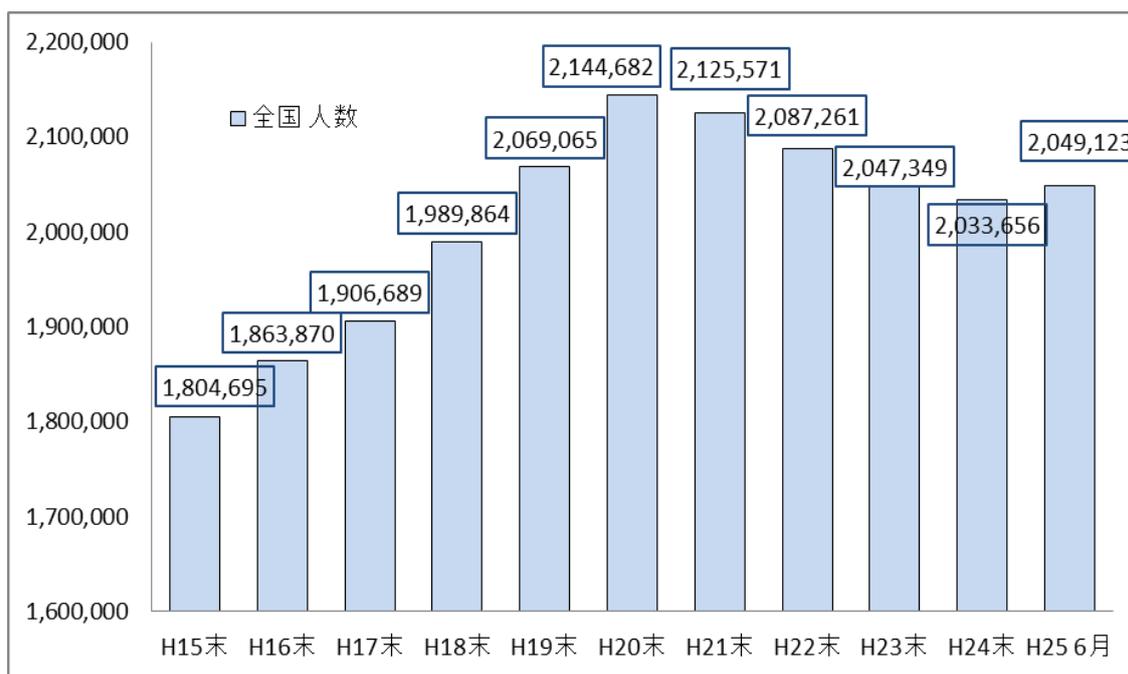
近年、経済、社会、文化など様々な分野において、人、物、情報、サービスなどが、国境を越えて活発に行き交うグローバル化が急速に進展しており、日本に在留資格を持って滞在している在留外国人数は、平成20年には214万人を越えています。

その後、若干減少したものの、全国の総人口に占める在留外国人数の割合は、平成20年が1.74%、平成25年が1.62%となっており、総人口に対する割合はほぼ横ばい状態になっています。

政府は2020年の東京オリンピック開催に伴い、建設業を中心に外国人労働者の受け入れ拡大についての検討を進めており、今後在留外国人数は増加し、子ども・若者が外国人と接する機会が増えることが予想されます。

このため、地域社会においては、様々な国際交流活動を推進し、多文化共生や異文化理解を推進するための取組が必要となります。

在留外国人数の推移（全国）



資料：法務局

(5) 雇用状況の変化

平成20年秋の米国の金融危機を契機とする世界的な経済不況により、我が国の経済も深刻な影響を受け、雇用環境は大きく変化し、中でも若者の雇用情勢は厳しい状況が続き、非正規雇用等の不安定な就労環境から将来の展望を描きにくい状況になっています。

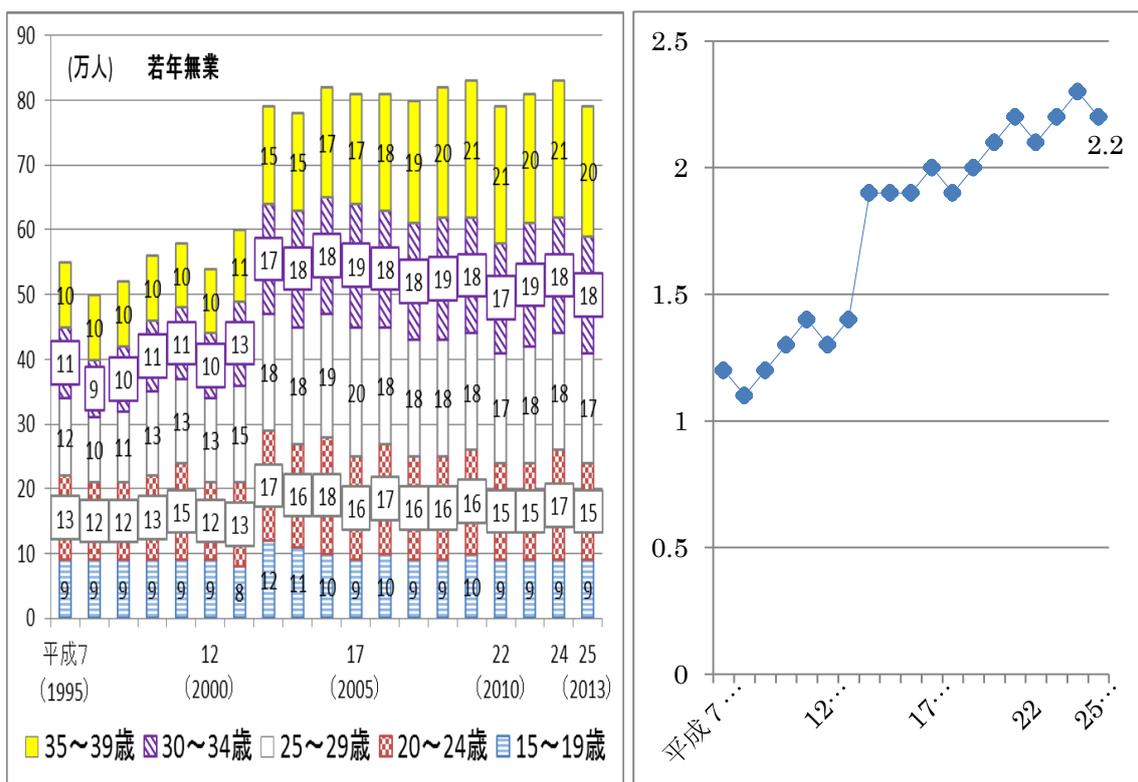
このような中、若者の社会的・経済的な自立の遅れが問題になっており、就職後に早期離職する若者や若年無業者（ニート）が増加しています。このような状況は、少子化による労働力不足とあいまって、将来的には社会全体に影響を与えかねない状況にあります。

次代を担う子ども・若者には、キャンプやものづくり体験、しごと体験、ボランティア活動などの様々な機会を通して、実社会での体験を豊かにし、しっかりとした社会観・職業観を養っていくことが必要です。

また、就労が困難な若者には、状況に応じた相談支援や社会体験、職業能力開発の支援などの機会を充実させることが必要です。

(1) 推移 (全国)

(2) 15～34歳人口に占める若年無業者の割合 (全国)



(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 1. ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。グラフでは参考として35～39歳の数値も記載。

2. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの。

(6) 子どもの貧困問題

平成26年7月に政府が発表した平成25年「国民生活基礎調査」の結果によると、子どもの貧困率は16.3%（約6人に1人の割合）で、初めて全体の貧困率を越えています。

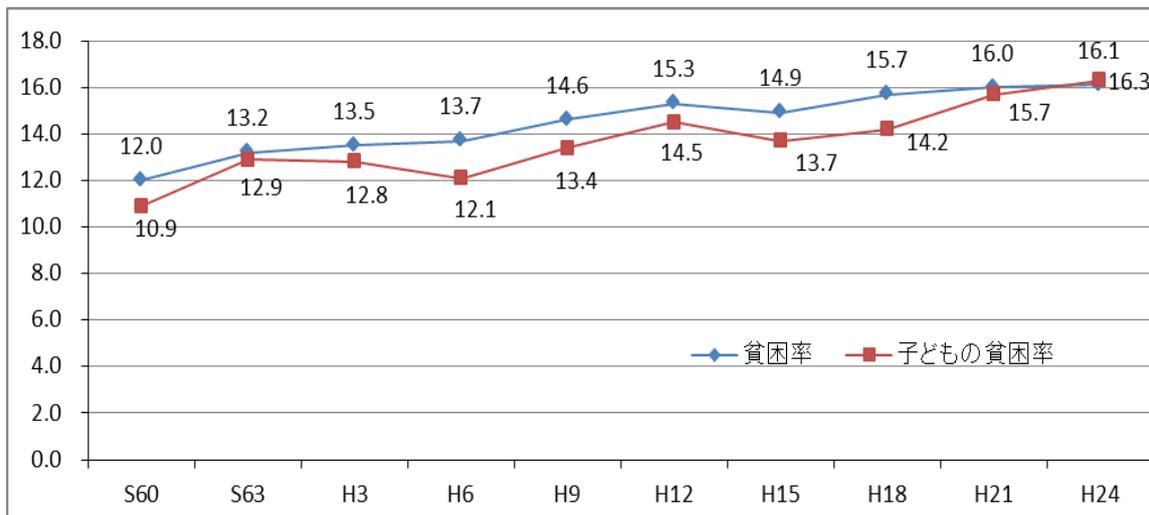
また、平成26年度「子ども・若者白書」（内閣府）によると、我が国の相対的貧困率は、OECD加盟国34カ国中10番目と高くなっており、特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は、加盟国中最も高くなっています。

昨今の景気低迷により、所得の減少など、経済的な理由から、高等学校の学費等の納付が困難な状況にある保護者が増加し、結果として、子どもの進路についての選択肢を狭めることにつながっている状況があります。

社会の急激な変化や、価値観やライフスタイルの変化など様々な要因により、社会的にも、経済的にも困難を抱える子ども・若者や家庭が増加しています。

特に、経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭なども増加しており、生活・就業支援などの経済的支援や相談体制の充実を図る必要があります。

子どもの貧困率（全国）



厚生労働省「国民生活基礎調査」

※相対的貧困率

国民全員を年間の所得額に応じて並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得（中央値）の半分の額（貧困線）に満たない人の割合を言う。

※子どもの貧困率

子どもの貧困率は、所得が中央値の半分（貧困線）に満たない世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を指す。

平成24年度の調査では、中央値が244万円、貧困線は、122万円となっている。

2 生活環境の変化

(1) 家庭・・・子ども・若者と家庭を取り巻く状況と課題

① 家庭の状況

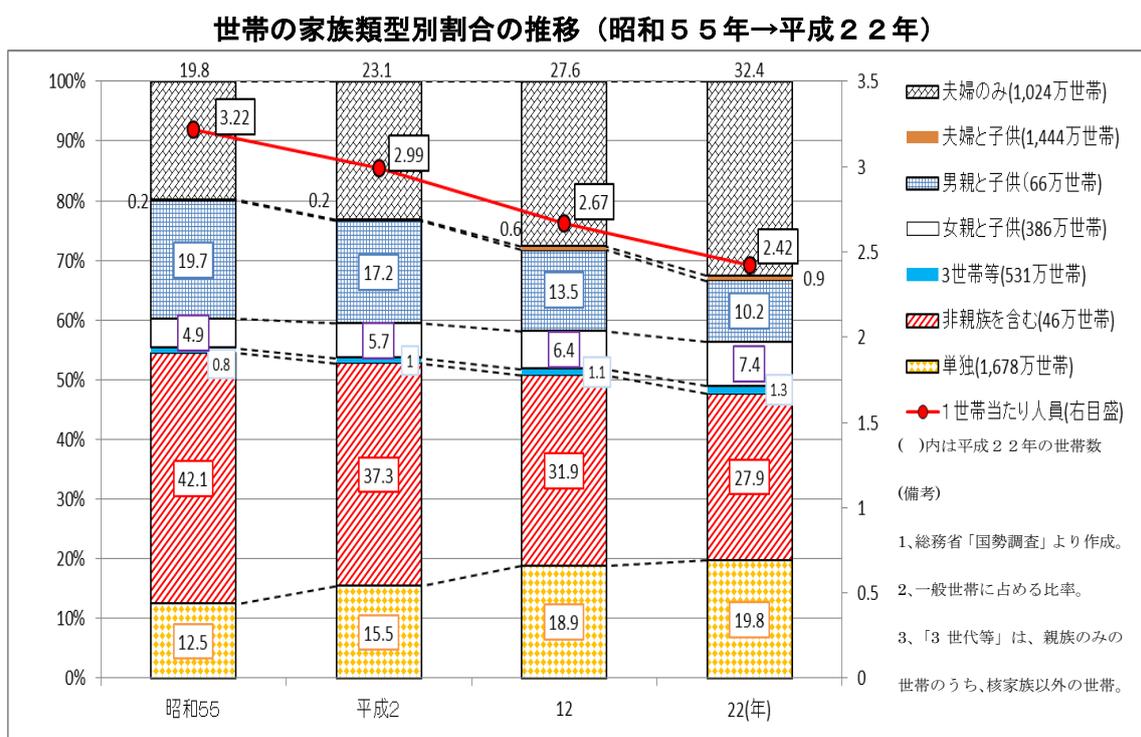
少子化、核家族化、共働き家庭、ひとり親家庭の増加など、子ども・若者が育まれる家庭の形態が変化しています。親になるまで子どもの世話をしたことが少なく、自分の両親などから子育ての知識を受け継ぐことがなかった親が、経験不足から、子育ての不安やストレス、負担感を抱えやすい状況になっています。また、地域におけるコミュニケーションも希薄で、地域の人に十分に相談できない状況です。

父親の育児参加に対する理解が広がりつつあるものの十分とはいえず、母親が子育てに対して重い負担を感じるケースがあるのが現状です。親が子育てにおいて孤立し、子育ての負担やストレスを必要以上に強く感じ、身体的暴力やネグレクトなど、子どもの虐待に至ってしまうケースもあります。

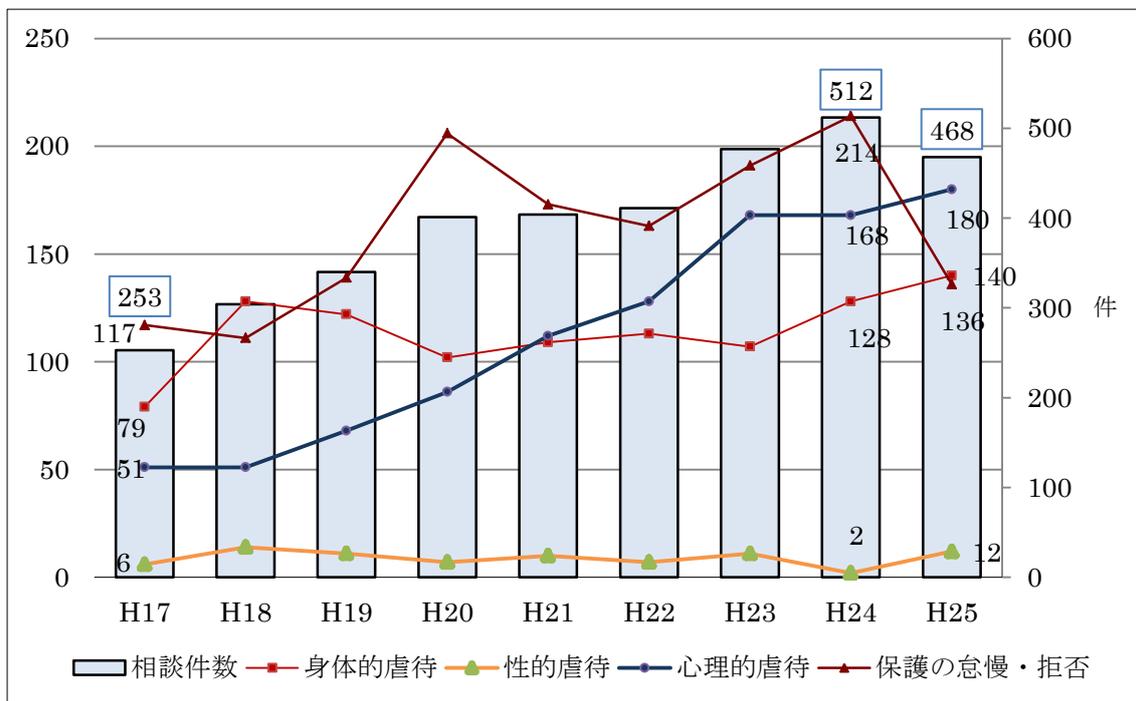
また、子どもを過度に甘やかせ、自制心の低下をまねき、子どもの意思を無視して親の方向に一方的に従わせることにより、自立心や自己肯定感の低下につながる場合もあります。こうした親の存在から、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、親も子どもも仕事や塾に追われるなど、一家団らんで過ごす時間が少なく、家族のつながりの希薄化が懸念されています。

このため、子どもたちが、第一義的な育成の場である家庭において、愛情を受けながら、基本的な生活習慣、自制心や規範意識、人間関係形成能力などを身につける機会が失われがちな状況にあります。



児童虐待相談種別対応件数の推移（山梨）



資料：福祉行政報告例（厚生労働省）

今後、これから親となる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めるなど家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供の充実など、支援体制を整備していくことが必要になります。

②ニート・フリーターの状況

激化する国際競争力の下で、企業が人件費削減や景気変動に応じた雇用量の調整などのために非正規雇用化を進めているため、労働者にとっては、不安定な就業形態であることが多く、職業能力形成の困難、賃金格差が生まれ、次世代を担う若者が将来に対して不安を抱いています。

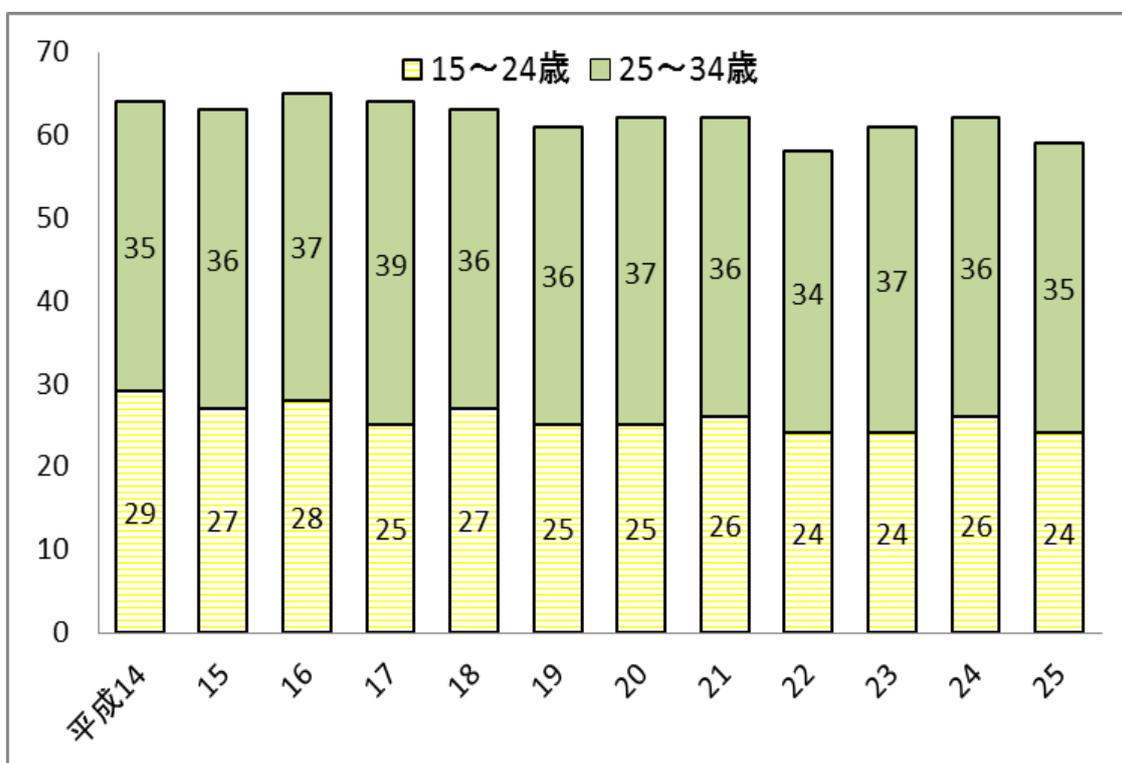
総務省は、ニートを15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者と定義していますが、その数は平成14年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しています。

平成25年は60万人で、前年より3万人減少となっていますが15～34歳人口に占める割合は長期的にみると穏やかな上昇傾向にあり、平成25年は2.2%となっています。

その率を基に本県内の15～34歳の人口17万4千人から推計すると、本県内のニートは3,800人と推計されます。

本県の「青少年の意識と行動に関する調査」では、就職を希望しているが求職活動をしていない理由としては、「病気・けがのため」「学校以外で進学や資格取得などの勉強している」「知識・能力に自信が無い」等となっています。

ニート数の推移（全国）

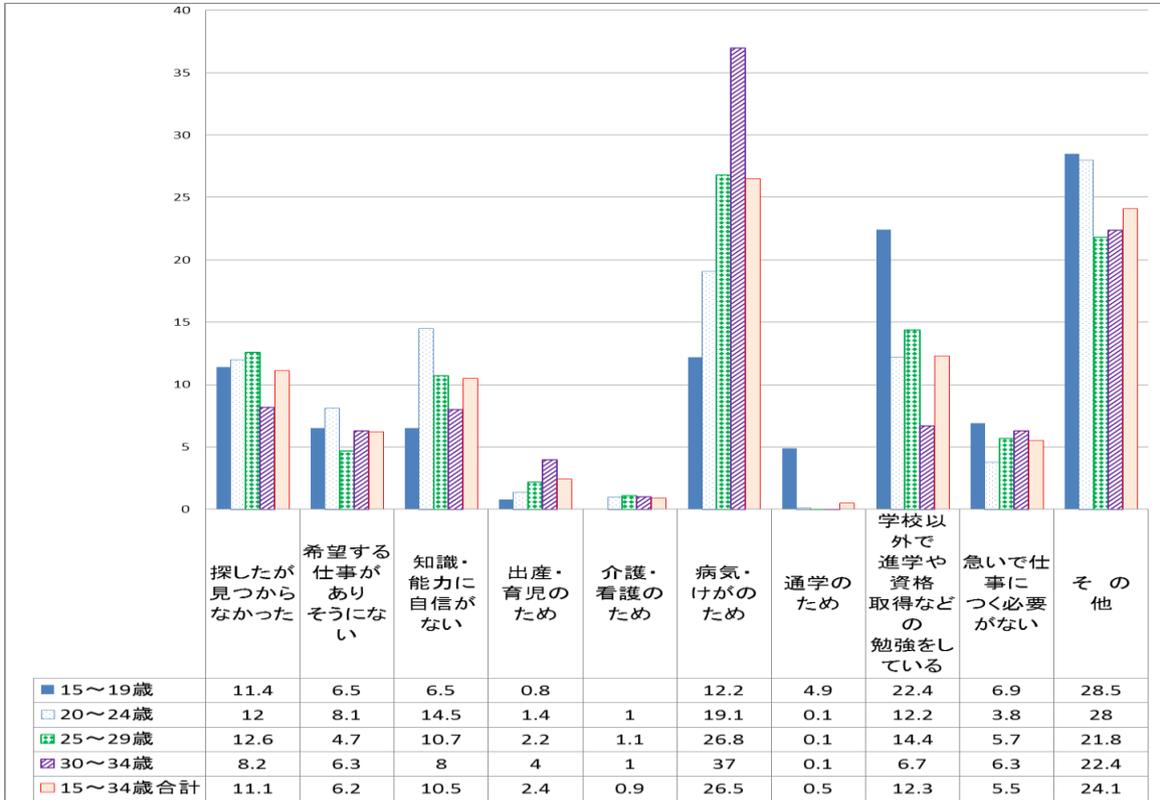


資料：労働力調査（総務省）

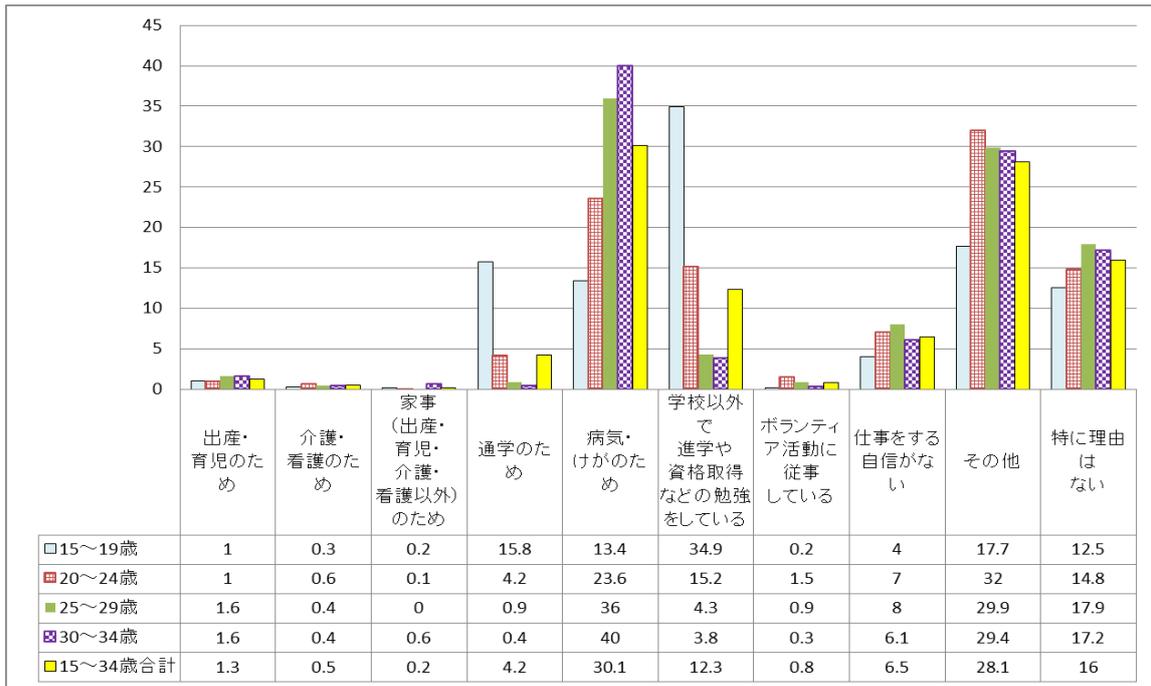
若年無業者が求職活動をしない理由、就業を希望しない理由（平成24年）

資料：総務省「就業構造基本調査」

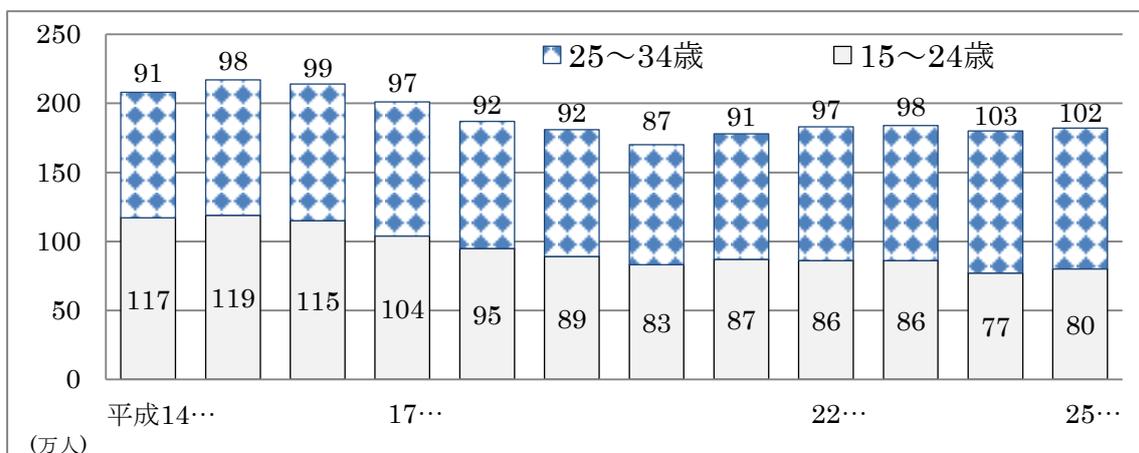
【就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由】（全国）



【就業希望のない若年無業者が就業を希望しない理由】（全国）

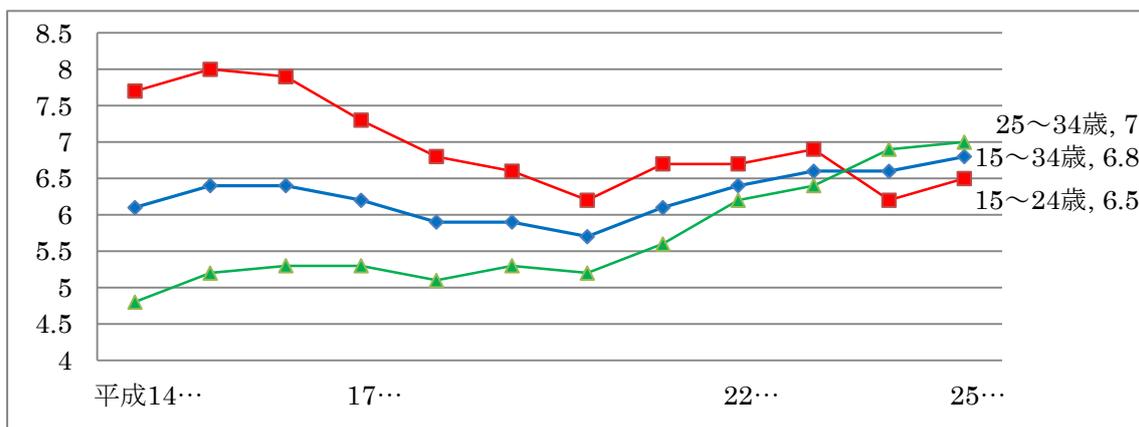


フリーター数の推移（全国）



資料：労働力調査（総務省）

該当年齢階級人口に占めるフリーターの割合（全国）



資料：内閣府

また、フリーター（全国の15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、パート・アルバイトとその希望者）の数は、平成14年度以降はおおむね横ばいで推移していて、平成25年には182万人、人口に占める割合は6.8%となっている。年齢階層別の割合は、15～24歳では減少傾向にあるものの、25～34歳の年長フリーターは平成21年以降増加を続けており、平成24年度からは、15～24歳を超えています。県内では、15～24歳は5,600人、25歳～34歳は6,100人と推計されます。

ニート・フリーターについては、勤労観や職業観の形成を図るとともに、相談支援の充実や職場適応・定着化に向けた取組を推進する必要があります。

また、その支援に当たっては、一人ひとりの抱えている課題をよく把握し、その状況に応じて、職業意識の啓発や社会適応支援を含む総合的な支援を実施することが必要です。

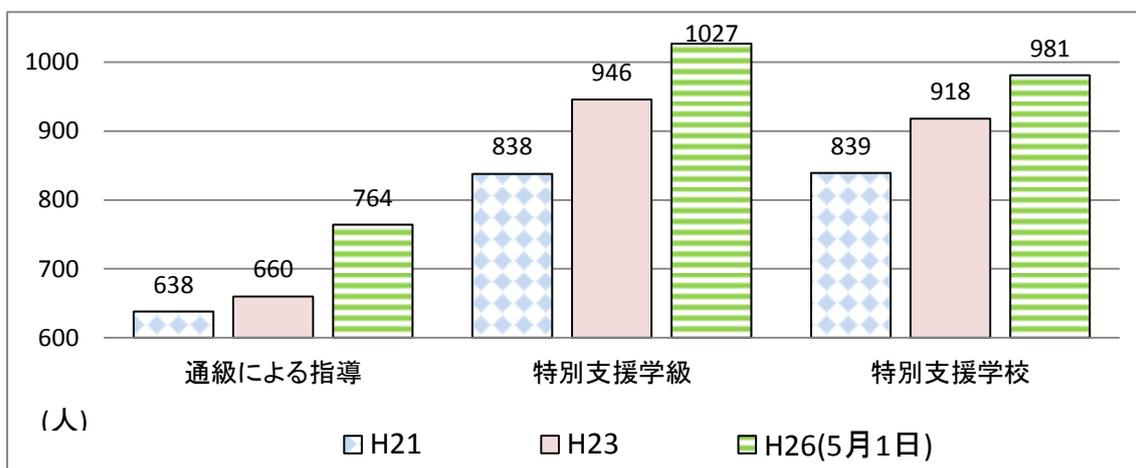
③障害のある子ども・若者の顕在化

県内公立小中学校、高等学校における特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加しています。特別支援学級に在籍又は通級による指導が必要な児童生徒及び特別支援学校に在籍する児童生徒の在籍数は増加傾向にあり、平成26年度は、児童生徒数の3.27%を占めています。

なかでも、発達障害の児童生徒については、生活上の様々な要因からあるいは、障害に対する理解の不足と適切な対応ができないために、二次障害を生じる場合もあり、障害に対する理解不足が課題となっています。

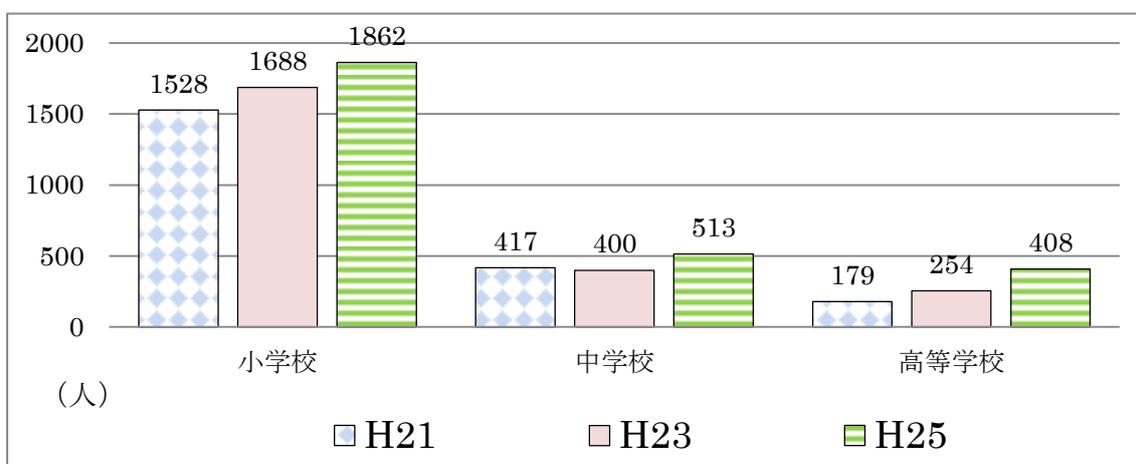
こうした状況から、障害のある子ども・若者に対する支援を強化するとともに、県民及び社会全体の理解を深めていく必要があります。

通級による指導、特別支援学級、特別支援学校対象者数の推移（山梨県）



資料：平成26年度 山梨の特別支援教育

通常の学級における特別な支援を必要としている児童生徒の状況（山梨県）



資料：新やまなしの教育振興プラン

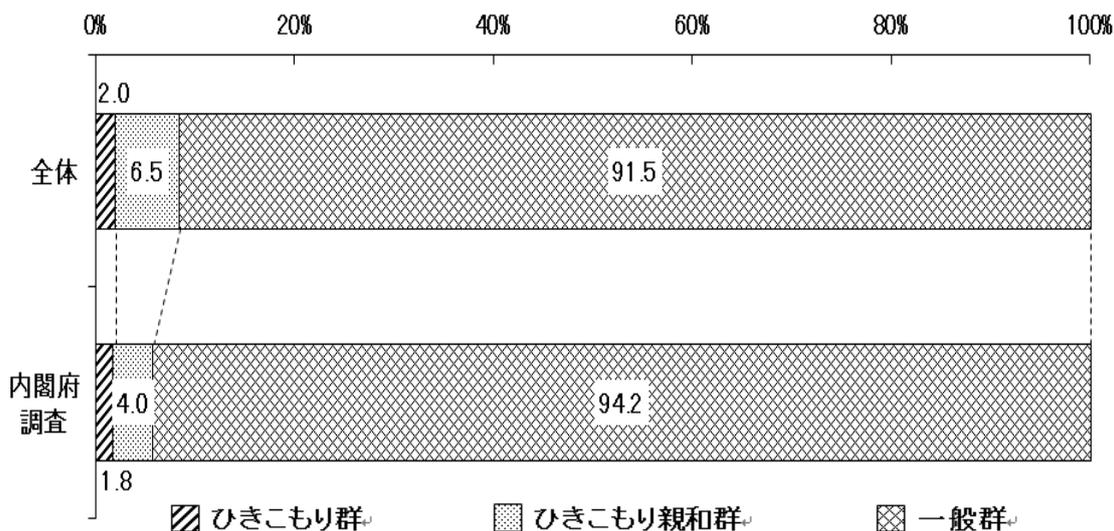
④ひきこもりの子ども・若者の状況

家や自室に閉じこもって外に出ない子ども・若者の「ひきこもり」は、全国で約70万人、将来ひきこもりとなる可能性のある「ひきこもり親和群」は、約155万人と推計されています。

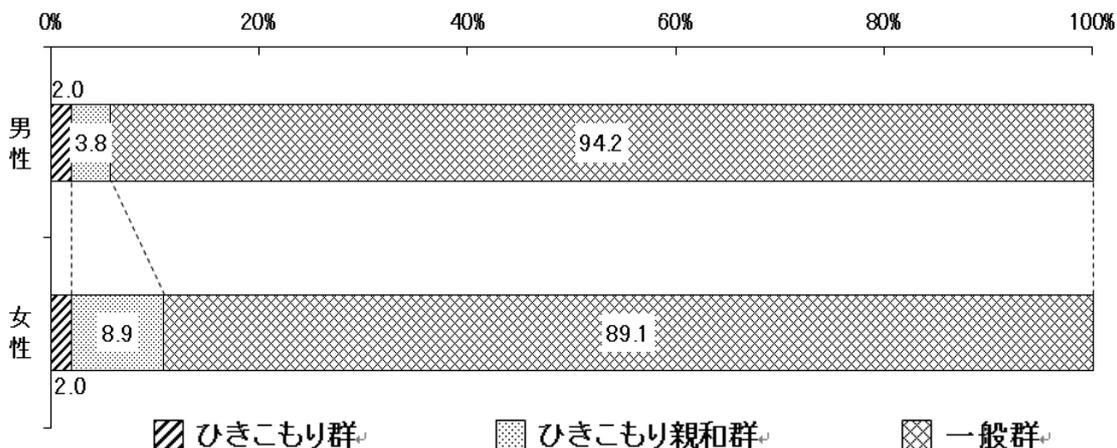
県内の12～30歳の子ども・若者の「ひきこもり」及び「ひきこもり親和群」は、全体の8.5%と推計され、男女別にみると、女性の方が「ひきこもり親和群」の割合が高くなっています。

また、「ひきこもり群」が外出しなくなったきっかけとしては、「人間関係がうまくいかなかった」「学校になじめなかった」「就職活動がうまくいかなかった」の割合が高くなっています。

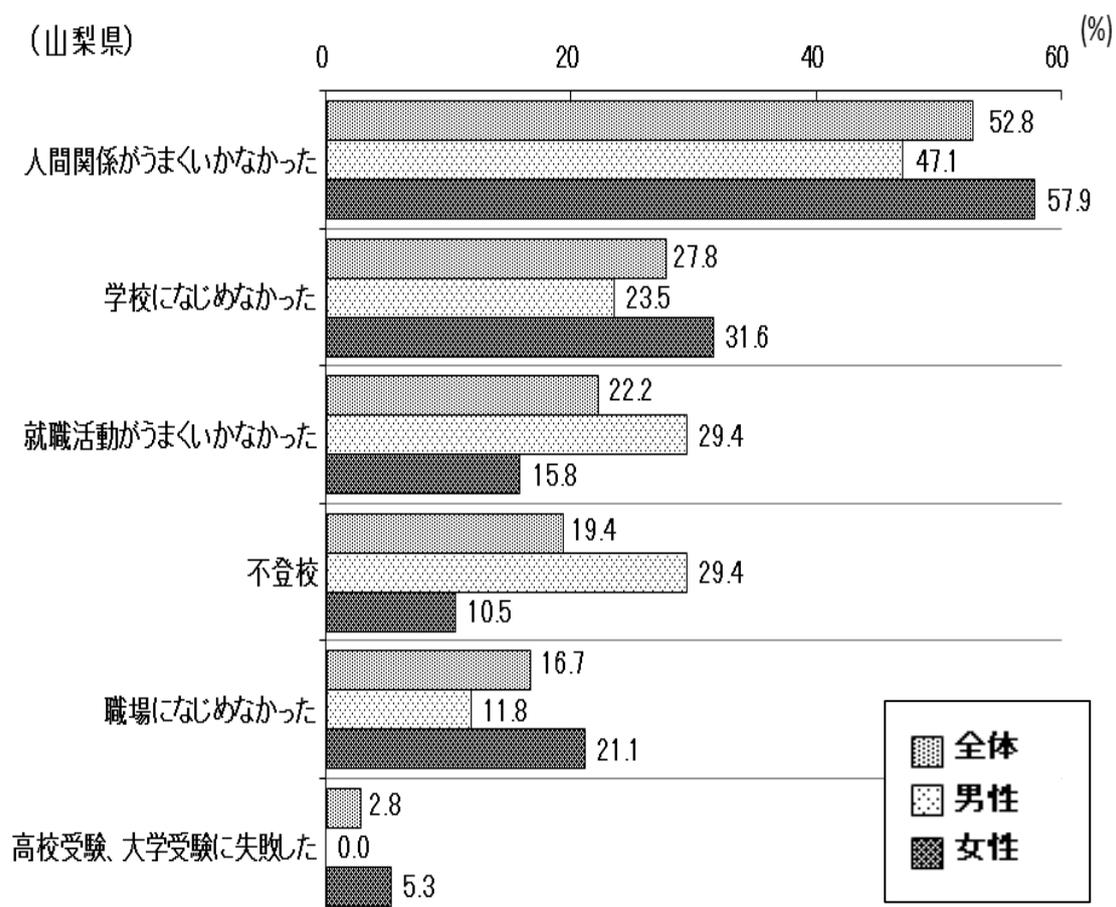
「ひきこもり群」「ひきこもり親和群」「一般群」の割合【単位：%】(全国・山梨)



「ひきこもり群」「ひきこもり親和群」「一般群」の割合 男女別【単位：%】(山梨)



【外出しない状況になったきっかけは何か】（ひきこもり群）



ひきこもりの要因は様々であることから、本人や家族の方は、それぞれ異なる悩みや、ニーズを持っています。そのため、本人や家族の方の相談に的確に対応し、長期化しないように早めの対応や支援が必要になります。

また、ひきこもり状態の若者の自立や社会参加の促進を図るためには、関係機関・団体の連携による様々なアプローチが必要になります。

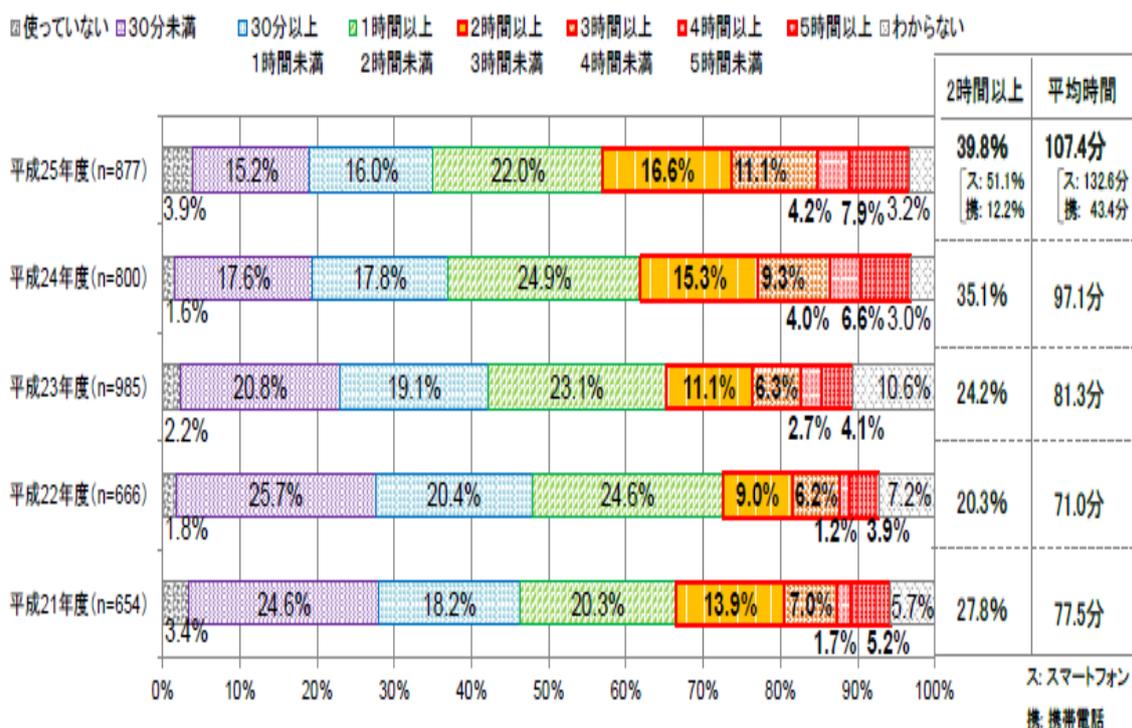
⑤インターネット、スマートフォンの普及に伴う課題

平成24年度の本県の調査によると、「自分の携帯電話・スマートフォンを持っている」と回答した中学生は65.2%、高校生以上では、98%以上でほぼ全員が持っている状況でした。うち高校生のスマートフォンの所有率は、全国の55.9%を上回る60.2%でしたが、平成25年度には全国が82.8%と大きく伸びており、県内の所有率も相当高くなっているものと推測されます。

また、内閣府の青少年のインターネット利用状況の調査によると、携帯電話・スマートフォンでインターネットを利用している青少年のうち、約4割が2時間以上インターネットを利用しており、平均利用時間は、107分となっています。内訳をみると、携帯電話の43.4分に比べ、スマートフォンは132.6分となっており、スマートフォンの普及に伴い利用時間が増加することで、ネット依存など子ども・若者の生活習慣や健康に対する影響も懸念されています。

多くの中・高校生が携帯電話やスマートフォンを所有する状況の下では、情報活用能力の向上が必要であり、特に情報モラルを培うことが強く求められています。

青少年の携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用時間（経年比較）（青少年調査）



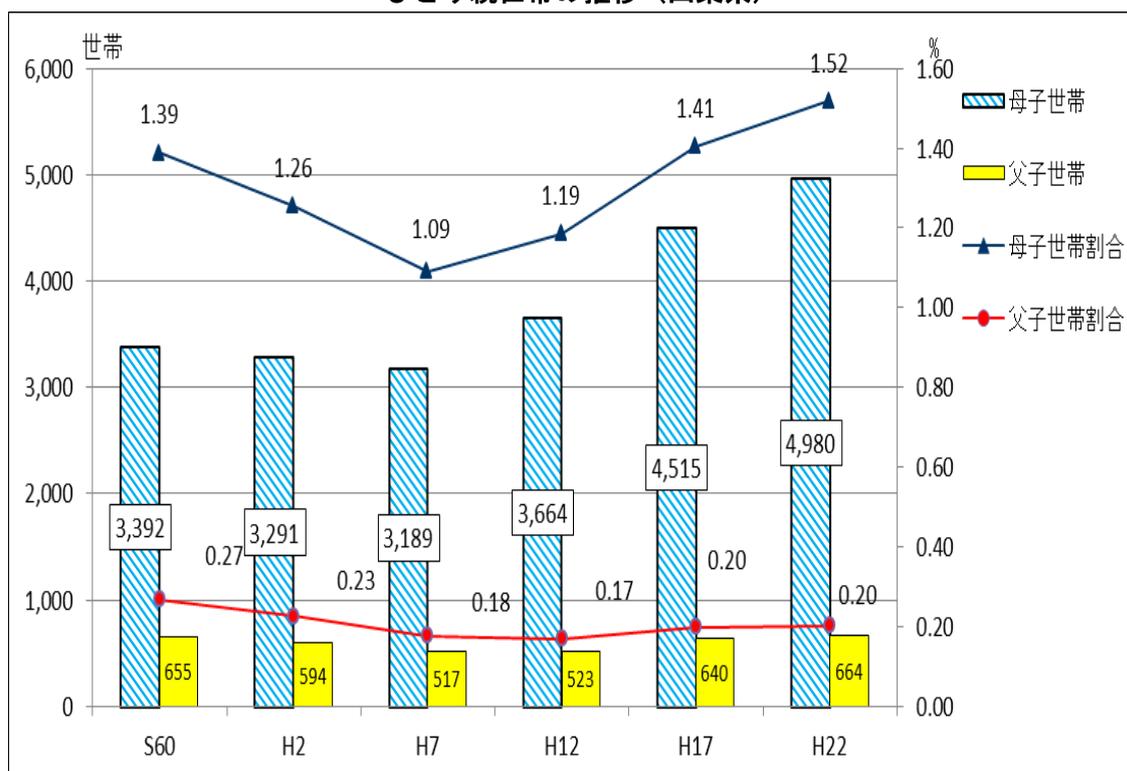
⑥ひとり親家庭を取り巻く状況

平成22年の山梨県のひとり親家庭等の状況は、母子家庭は、4,980世帯、父子家庭は664世帯となっており、母子家庭は、昭和60年と比べると1.5倍近くに増加しています。

世帯の年間収入については、母子世帯は「100万円～200万円未満」が最も多く母子世帯の約4割を占めています。一方、父子世帯は、「500万円～1,000万円未満」が最も多く、24.3%となっており、母子世帯の方が、父子世帯より低い結果となっています。

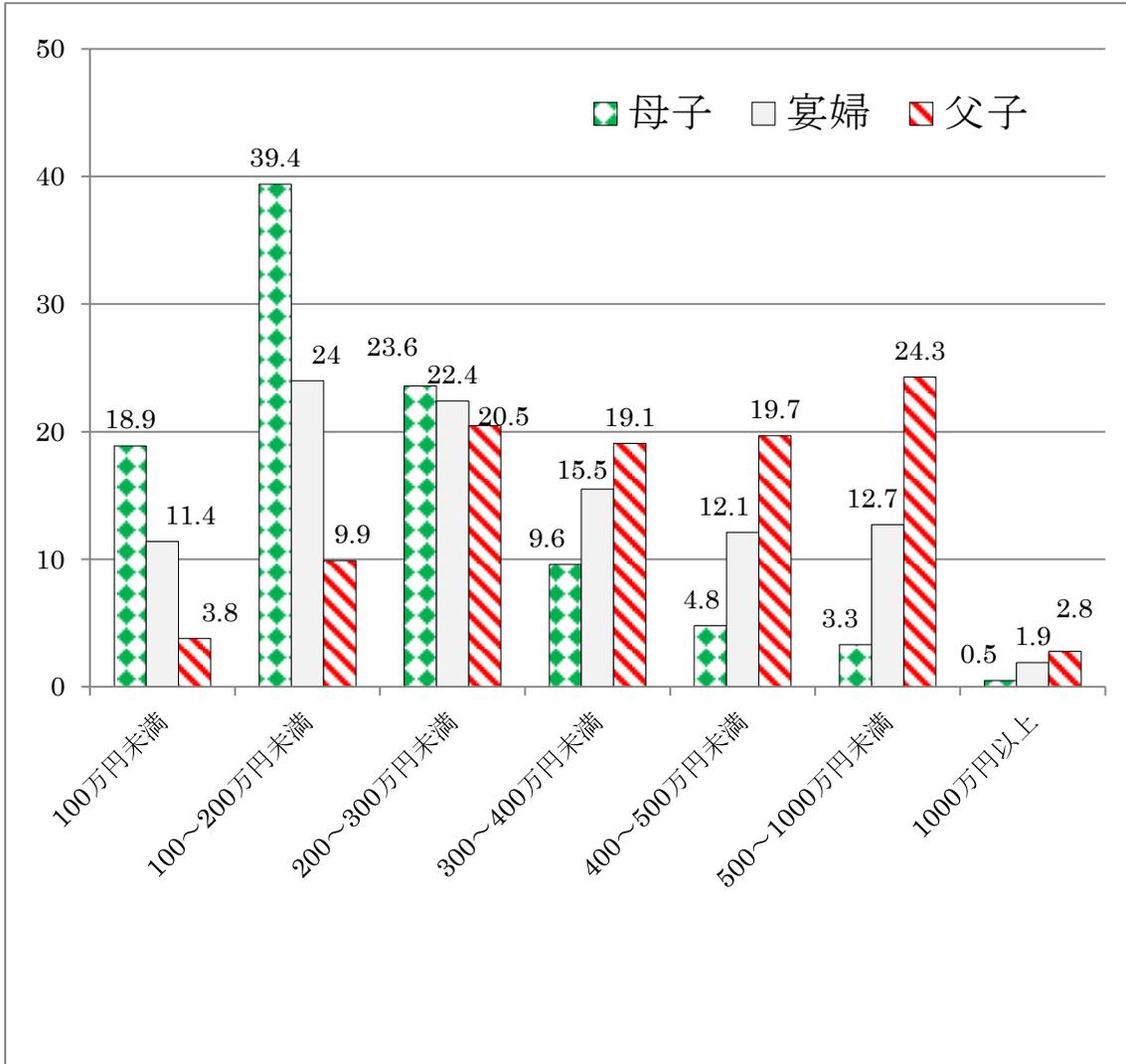
ひとり親家庭であることが、子どもの健全な育成にとって阻害要因にならないように、ひとり親家庭に対して必要とされる時に必要な支援を行い、安心して生活や子育て、就労等ができる環境を整備することが必要です。

ひとり親世帯の推移（山梨県）



資料：国勢調査（総務省）

世帯の年間収入（山梨県）



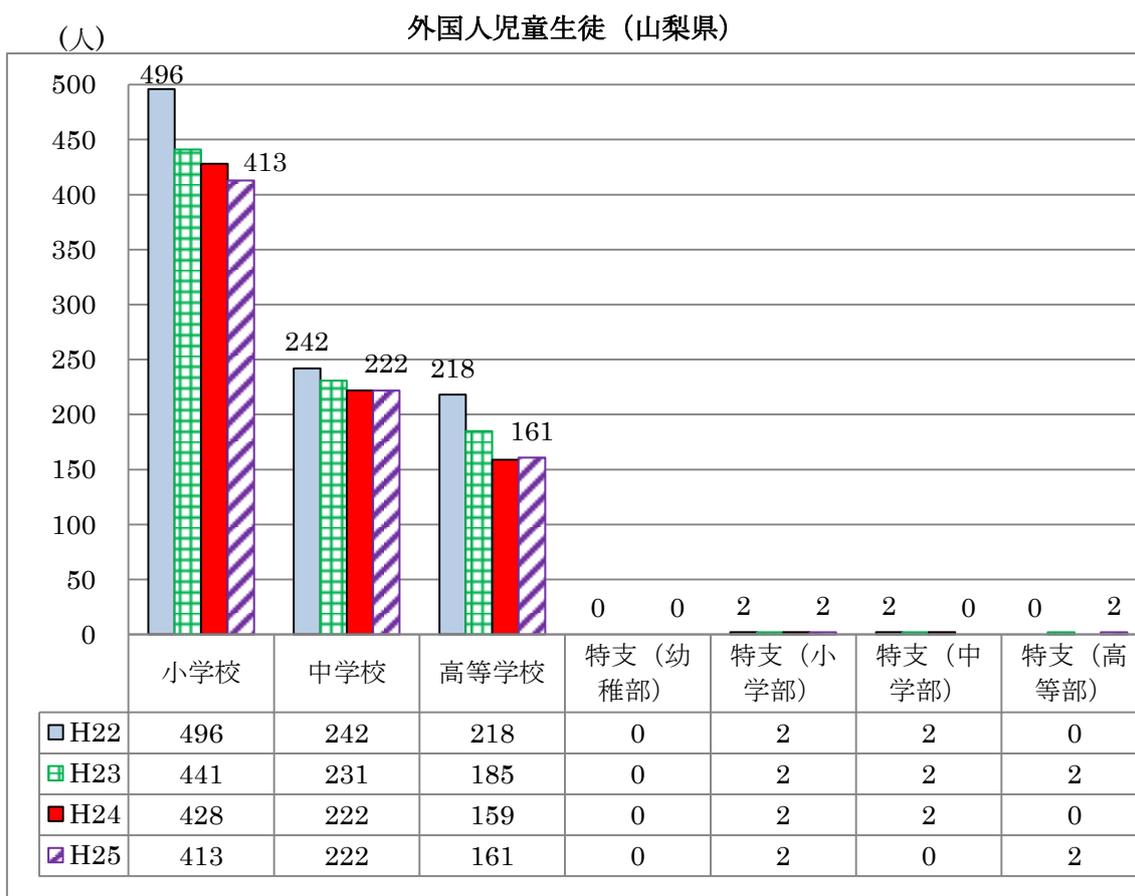
資料：山梨県ひとり親家庭等自立促進計画（平成23年3月）

⑦外国人の子どもの状況

学校基本調査によると、本県の公立学校に在籍する外国人の子どもの数（平成25年発表）は、小学校は、413人、中学校は、222人、高等学校は161人となっていて、ここ数年減少傾向になっています。

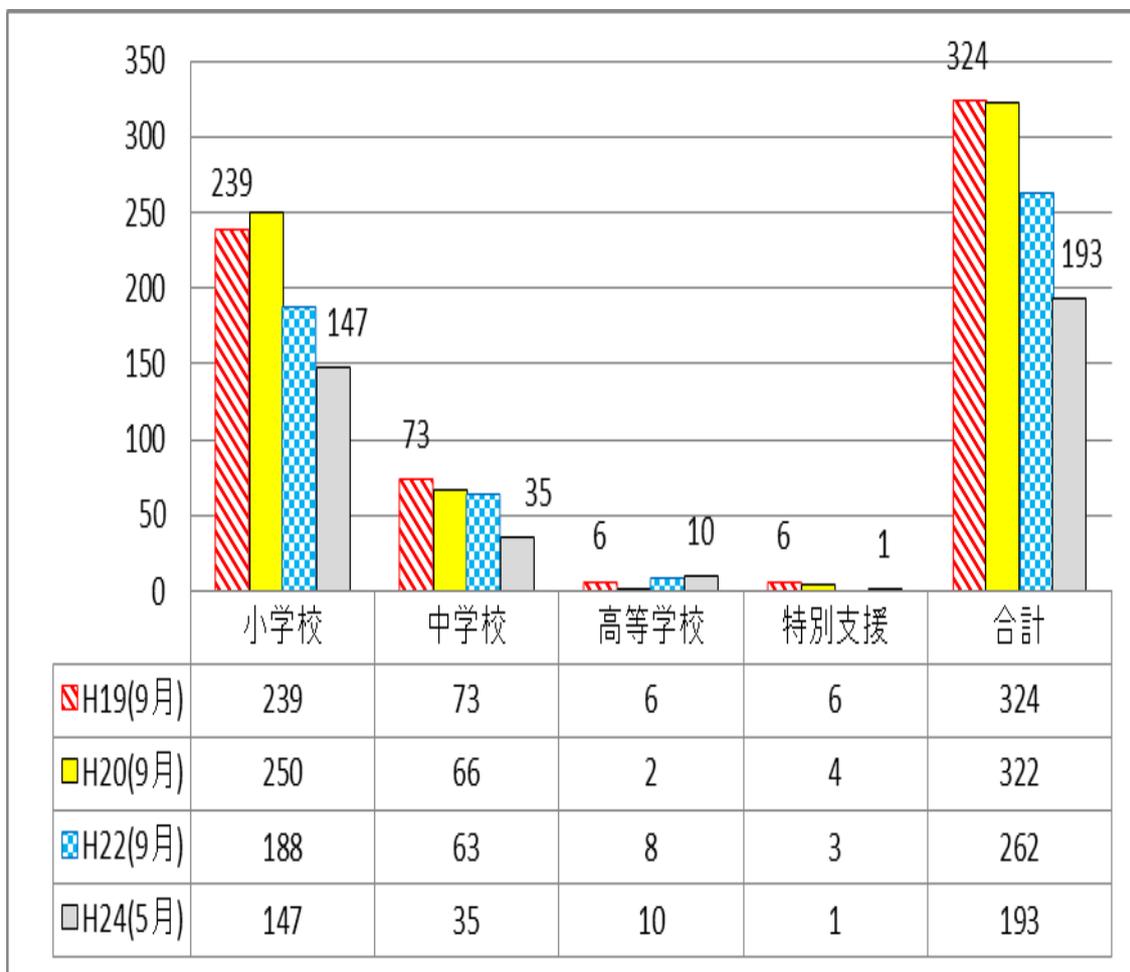
また、日本語指導が必要な子どもの数も平成24年度は、小学校147人（47校）中学校35人（20校）、高等学校、特別支援学校の11人（5校）を合わせると、合計193人（72校）で、平成22年度と比べると69人の減少です。

しかし、平成23年度に県内の「外国人の子ども・若者就学支援連絡協議会」が行った調査によると、小学1年生から中学3年生の外国人児童生徒のうちで、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報の不足、家庭で弟妹の世話をする必要があるので様々な理由で、学齢期でありながら就学していない（不就学）子どもたちが98人で、対象児童・生徒1,011人に占める割合は9.69%となっており、極めて高くなっています。



資料：山梨県教育統計調査結果報告

日本語指導が必要な外国人児童生徒（山梨県）



資料：文部科学省

言葉や生活習慣の違いなど困難を抱える在住外国人の子どもたちが、地域社会の一員として健やかに成長していけるよう、社会全体の意識の醸成を図る取組や学内・学外における教育環境の整備等を行う必要があります。

(2) 学校・・・子ども・若者と学校を取り巻く状況と課題

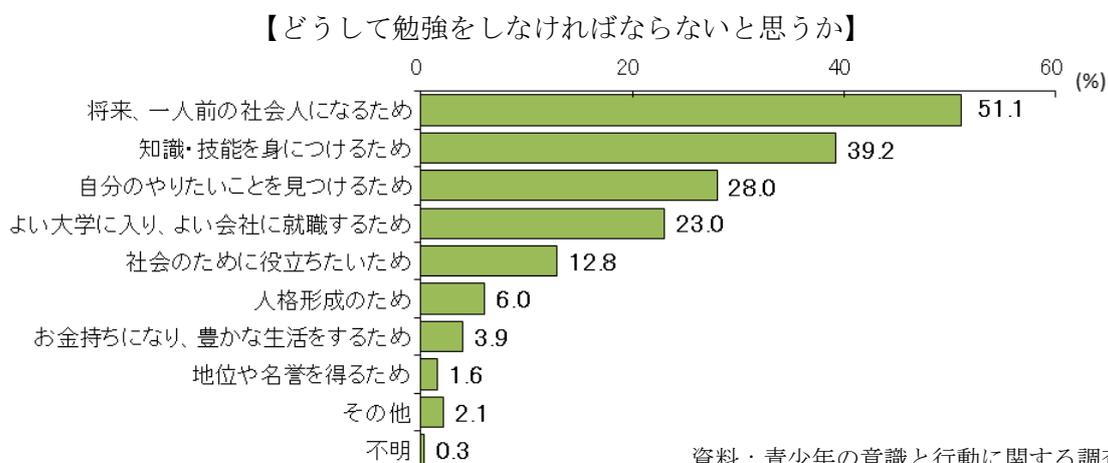
①学校と勉強

本県の「青少年の意識と行動に関する調査」では、「どうして勉強をしなければならないと思うか」という問いに対して、中学生・高校生は「将来、一人前の社会人になるため」(51.1%)が最も多く、つづいて、「知識・技能を身につけるため」(39.2%)「自分のやりたいことを見つけるため」(28.0%)と回答しています。

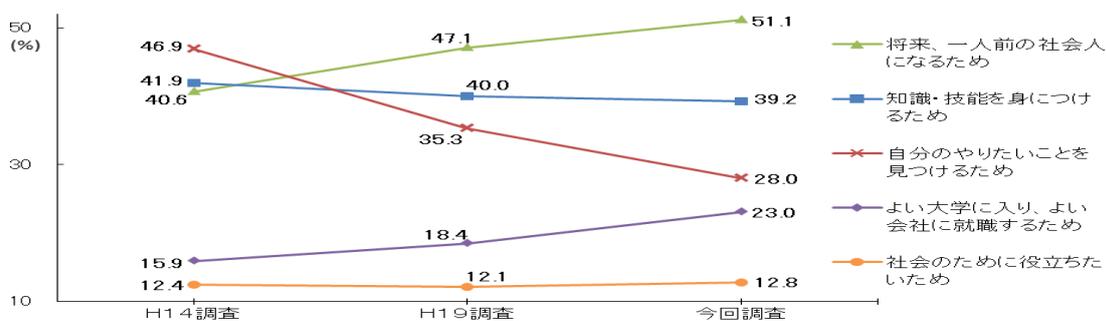
過去の調査と比較すると、「将来、一人前の社会人になるため」「よい大学に入り、よい会社に就職するため」の割合が増え、「自分のやりたいことを見つけるため」「知識・技能を身につけるため」が減少していて、将来を見据えながら、就職を意識して勉強している傾向が強くなっています。

一人ひとりの個性を生かす中で、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育成するため、一人ひとりの能力・適性に応じた教育を推進することが重要です。

また、子どもたち一人ひとりに生きる力を確実に身につけさせ、社会的自立の基礎を培うとともに、キャリア教育の充実を図り、社会人・職業人としての自立を促していく必要があります。



【どうして勉強をしなければならないと思うか過去調査との比較】全体(上位5位まで)(単位:%)



②中高生の規範意識

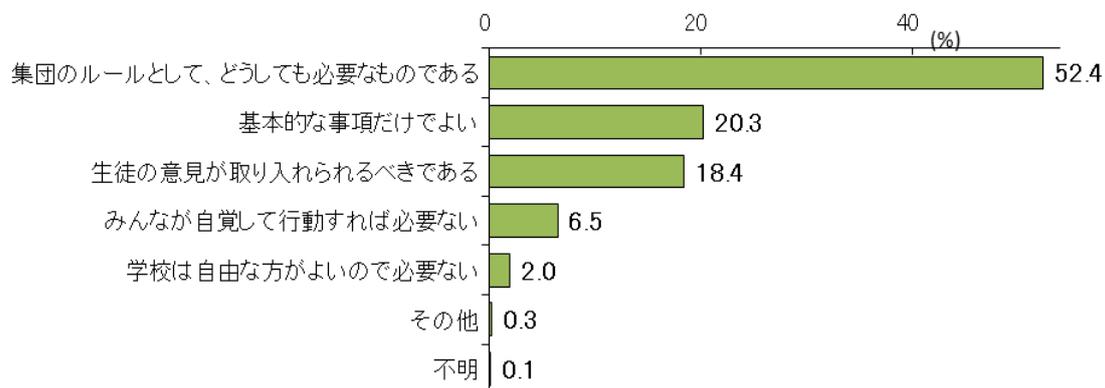
本県の「青少年の意識と行動に関する調査」で、中学生、高校生に対して「学校の『きまり』や『規則』についてどう思うか」調査した結果、全体では、「集団のルールとして、どうしても必要なものである」が52.4%で最も多く、以下「基本的な事項だけでよい」が20.3%、「生徒の意見が取り入れられるべきである」18.4%と続いています。

過去の調査と比較すると、「集団のルールとして、どうしても必要なものである」が増加しています。

社会における基本的なマナーやルールの大切さを認識している子ども・若者は増えてきてはいるが、大人自身の社会生活に対する姿勢や態度に起因してか、子ども・若者の実践化が進みにくい状況にあります。

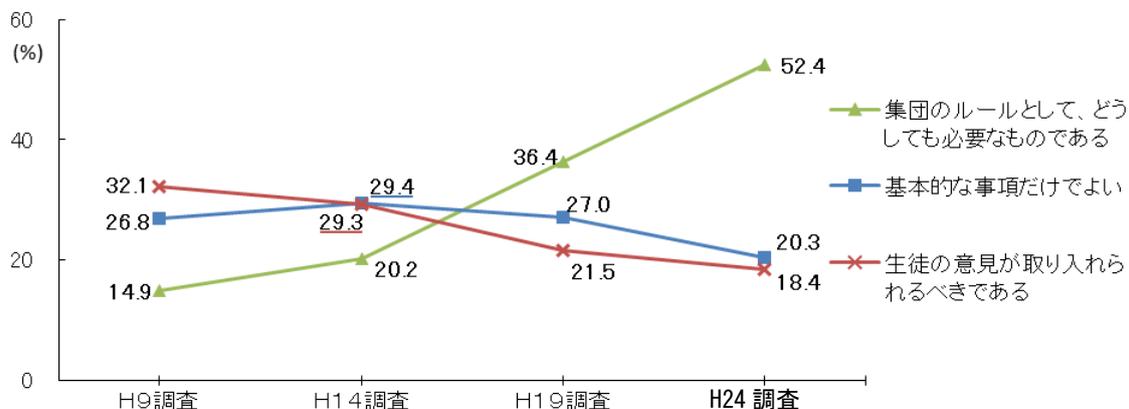
子ども・若者が社会生活を営んでいくために必要なマナーやルールをしっかりと身につけさせ実践できるように、家庭、学校、地域社会が一体となって子ども・若者に働きかけていく必要があります。

【学校の「きまり」や「規則」についてどう思うか】



資料：青少年の意識と行動に関する調査

【学校の「きまり」や「規則」についてどう思うか過去調査との比較】全体（上位3位まで）（単位：%）



資料：青少年の意識と行動に関する調査

③体力・運動能力の状況

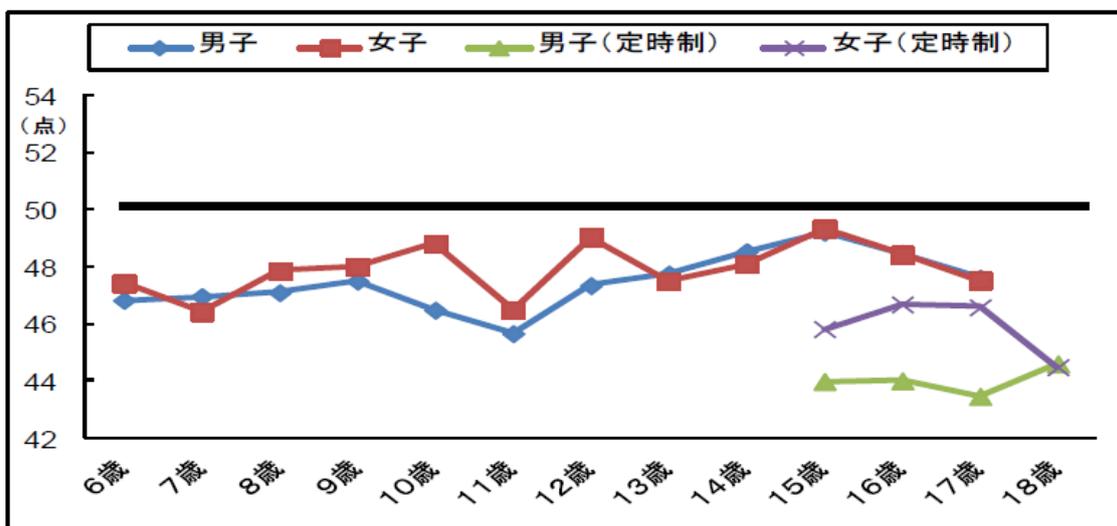
平成25年度の体力・運動能力の実態は、全国の合計点の平均値と本県児童生徒の合計点の平均値について、Tスコアにより年齢段階の推移をみると、男女ともに全ての年齢段階で全国平均を下回っています。

男子は、11歳から穏やかに上昇し、15歳をピークに全国平均値との差が広がる傾向が見られ、女子については、10～15歳の年齢段階において増減を繰り返す傾向が見られます。また、男子と同様、15歳をピークに全国平均値との差が広がっています。

これからの社会を生きる子ども・若者にとって、健やかな心身の育成を図ることは、きわめて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力を支える上で重要な要素です。

このため、家庭、学校、地域社会が連携協力して、子ども・若者の体力・運動能力を育成することが重要です。

【Tスコア（全国平均を50とした場合）による山梨県と全国との比較】



資料：山梨県教育委員会

④問題行動の状況

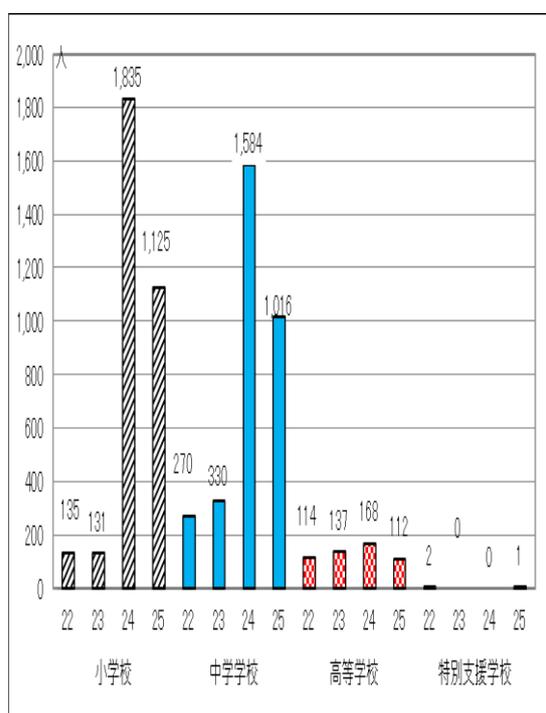
平成25年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）によると、本県のいじめの認知件数（国公私立）は、小学校で1,125件、中学校で1,016件、高等学校で112件、特別支援学校では1件の合計2,254件となっており、前年度に比べ急激に減少しています。

これは、平成23年に起きた大津市の中2いじめ自殺事件が社会問題化したことを受け、いじめ発見のきっかけとなる「アンケート調査」の実施に伴い、いじめの認知件数が大幅に増加した前年度比、1,333件37.2%減少しています。

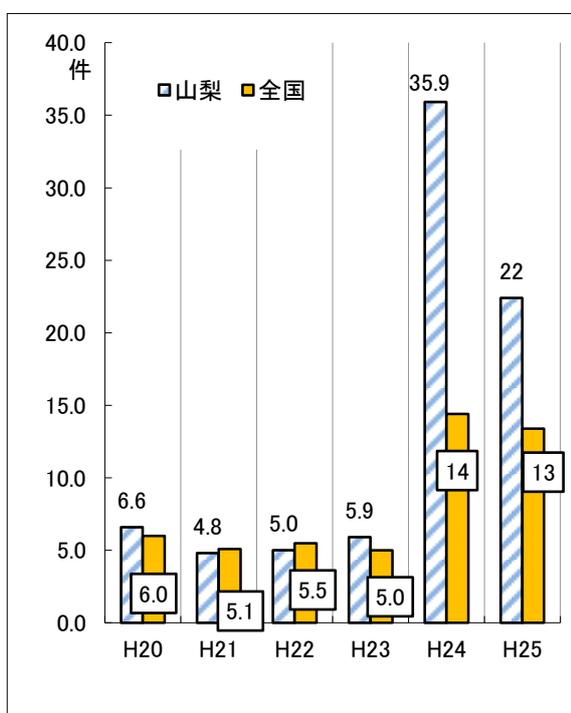
不登校児童生徒数は、小学校で133人、中学校で738人、合計871人となっており、小・中学校児童の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、12.4人と、全国平均より0.7人上回っています。特に、中学1年から不登校数が急増しているのは、小学校から中学校に進学した際に、学習内容や生活リズムの変化になじむことができずに不登校となる「中1ギャップ」が原因と考えられます。

一方、平成25年度の高等学校の中途退学者は、前年度より181人増加の570人で、在籍者数に占める割合（中途退学率）は1.9%になっています。

【いじめ認知件数の推移（山梨県）】

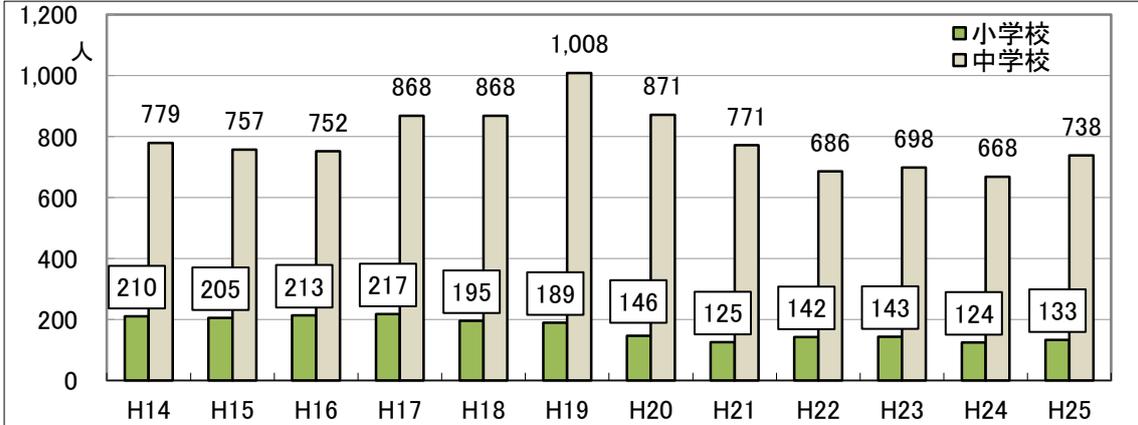


【1000人当たりの認知件数（全国・山梨）】

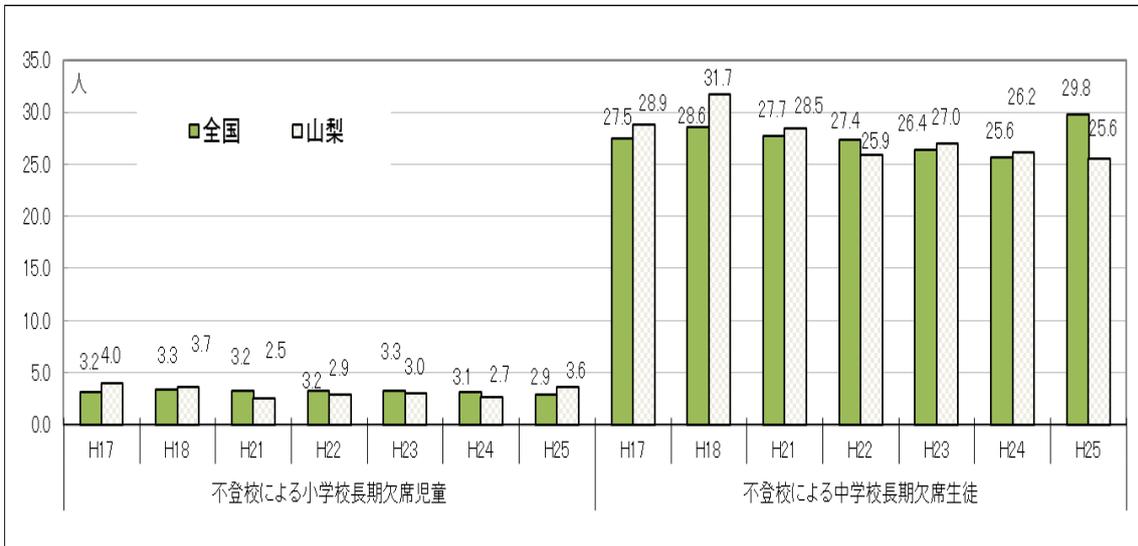


資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

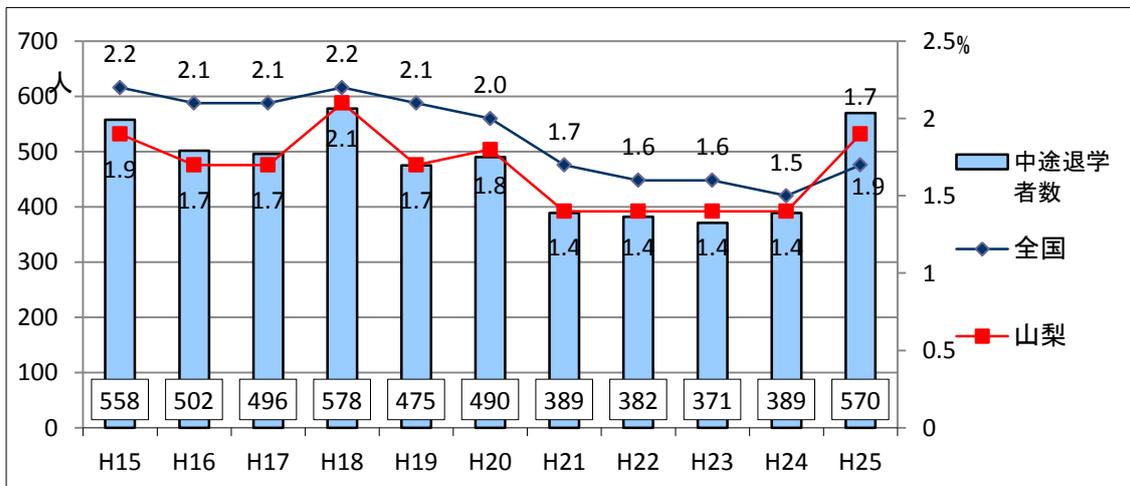
不登校児童生徒数[年度間 30 日以上] (山梨)



不登校児童生徒数比率[年度間 30 日以上] (生徒 1000 人当たり) (全国・山梨)



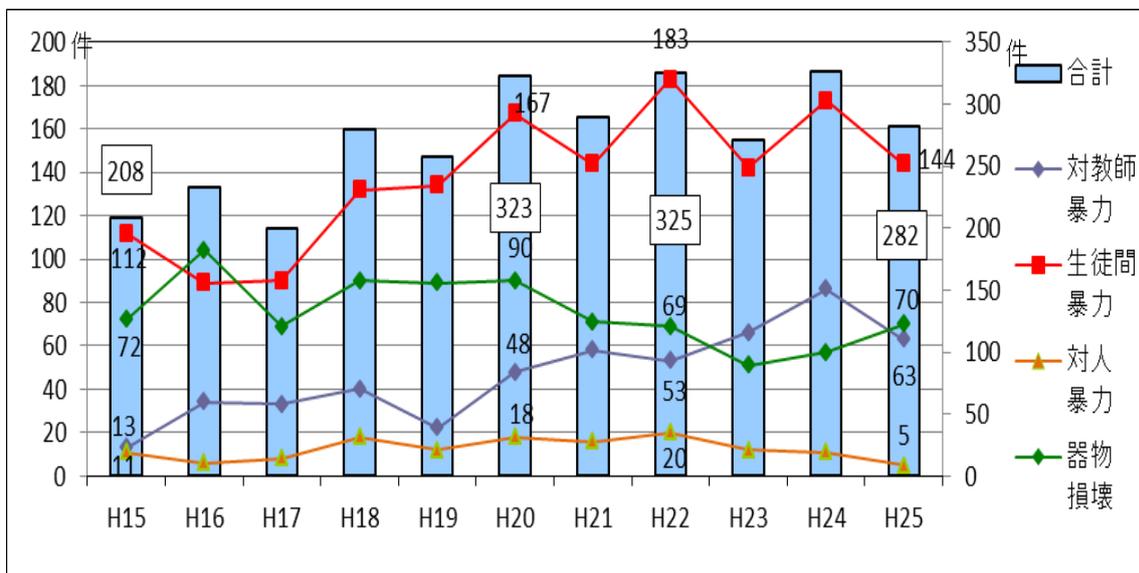
中途退学者数及び中途退学率の推移 (全国・山梨)



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (文部科学省)

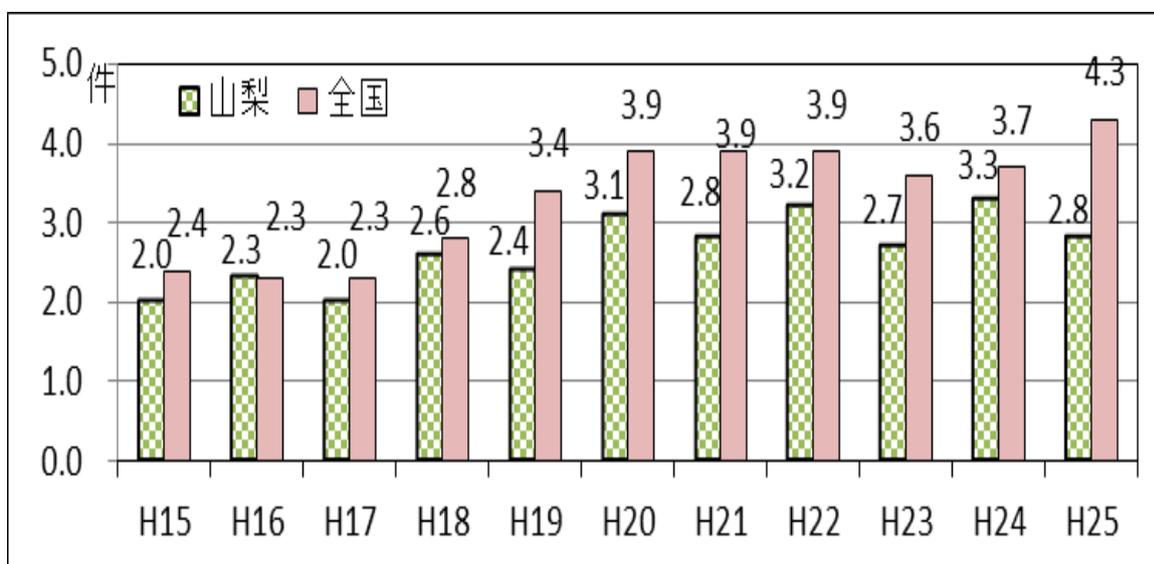
本県の公立小・中学校及び県立高等学校における児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は、平成25年度は282件であり、前年度と比較して45件減少しています。

暴力行為の発生件数の推移（山梨）



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

暴力行為1000人当たりの発生件数（全国・山梨）



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

児童生徒の問題行動への対応には、学校と家庭、地域社会、関係機関が緊密に連携を図り、一人ひとりの児童生徒の抱える様々な問題に応じた相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

(3) 地域社会・・・子ども・若者と地域社会を取り巻く状況と課題

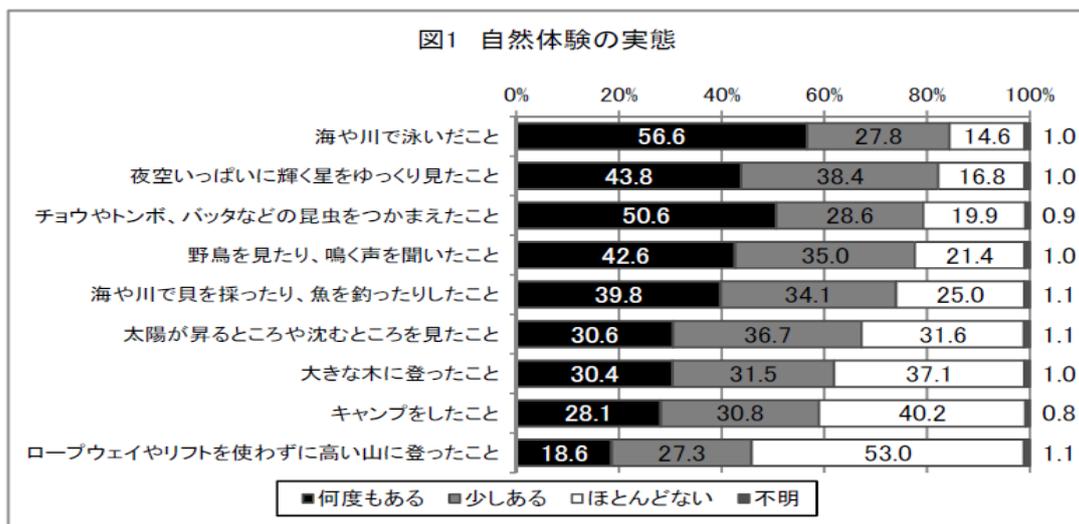
①自然体験活動の減少

『『青少年の体験活動等に関する実態調査』平成25年度』では、今の子ども・若者（小学4年、中2、高2）の自然体験について、これまでにどれくらいしたことがあるかという問いに、「何度もある」「少しある」と答えた割合は、「海や川で泳いだこと」「夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たこと」が、8割以上になっています。一方、「キャンプをしたこと」は、6割以下で、「ロープウェイやリフトを使わずに高い山に登ったこと」は、5割以下になっています。

平成10年から平成24年の14年間の小中学生（小4、小6、中2）の自然体験を見ると、「何度もある」「少しある」と答えた割合は、各項目ともに平成10年から一旦は減少していたが、平成21年以降は増加傾向にあるが、「キャンプをしたこと」「ロープウェイやリフトを使わずに高い山に登ったこと」等の体験は、「何度もある」「少しある」と答えた割合は低く、その傾向は平成10年から変わっていないのが現状です。

近年、子どもの体験活動の場や機会の減少が指摘されています。例えば自然体験では、学校以外の公的機関や民間団体が行う自然体験活動への小学生の参加率は、どの学年もおおむね減少していて、特に小学校4～6年生は平成18年度から平成24年度にかけて10%以上低下しています。

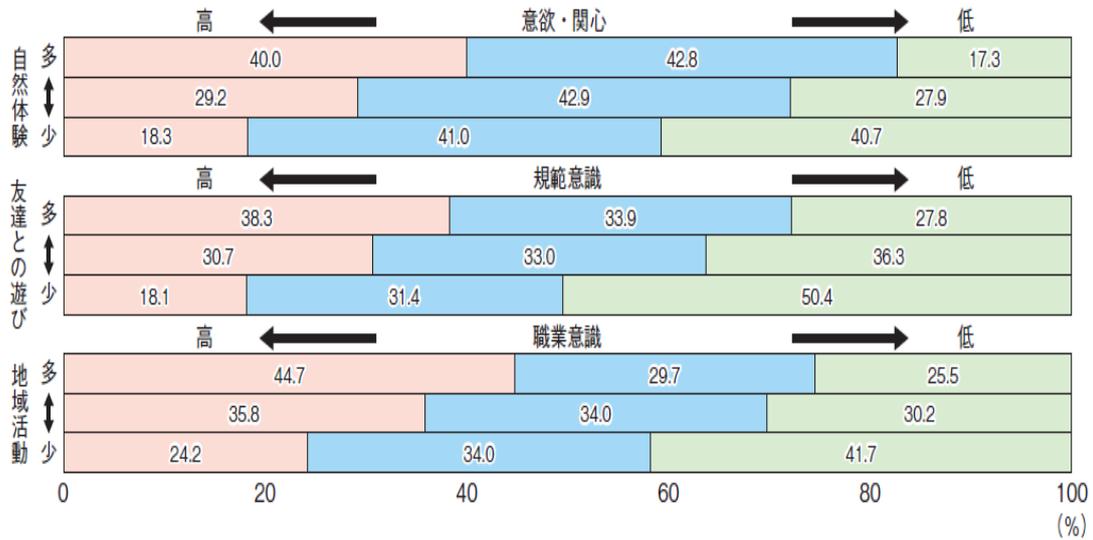
また、一年間にキャンプをした者の割合は10代でも20代でも低下しており、10～14歳では16.6%、15～19歳では6.2%です。



「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書では、自然体験が多い大人ほど、意欲・関心が高く、子どもの頃の友達との遊びの体験が豊富な大人ほど、規範意識が高い傾向にあること等が明らかになっています。

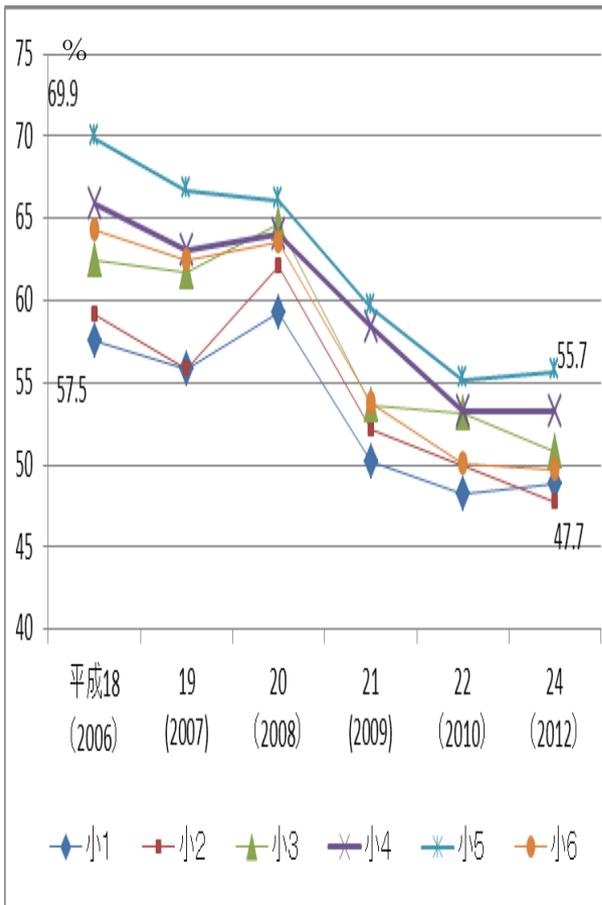
今後も、自然体験等子ども・若者の体験活動について引き続き推進していくことが重要になります。

子どもの頃の体験と大人になってからの意欲・関心等の関係

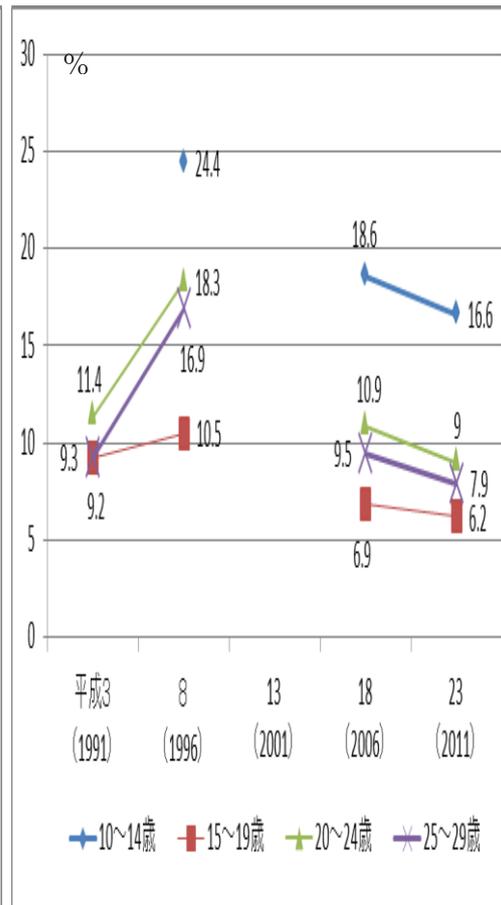


資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書（平成22年10月）より作成

【学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率】



【過去1年間にキャンプを行った人】



(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
 (2014)「青少年の体験活動等に関する実態調査 (平成24年度調査)」

②社会への貢献意識の高まり

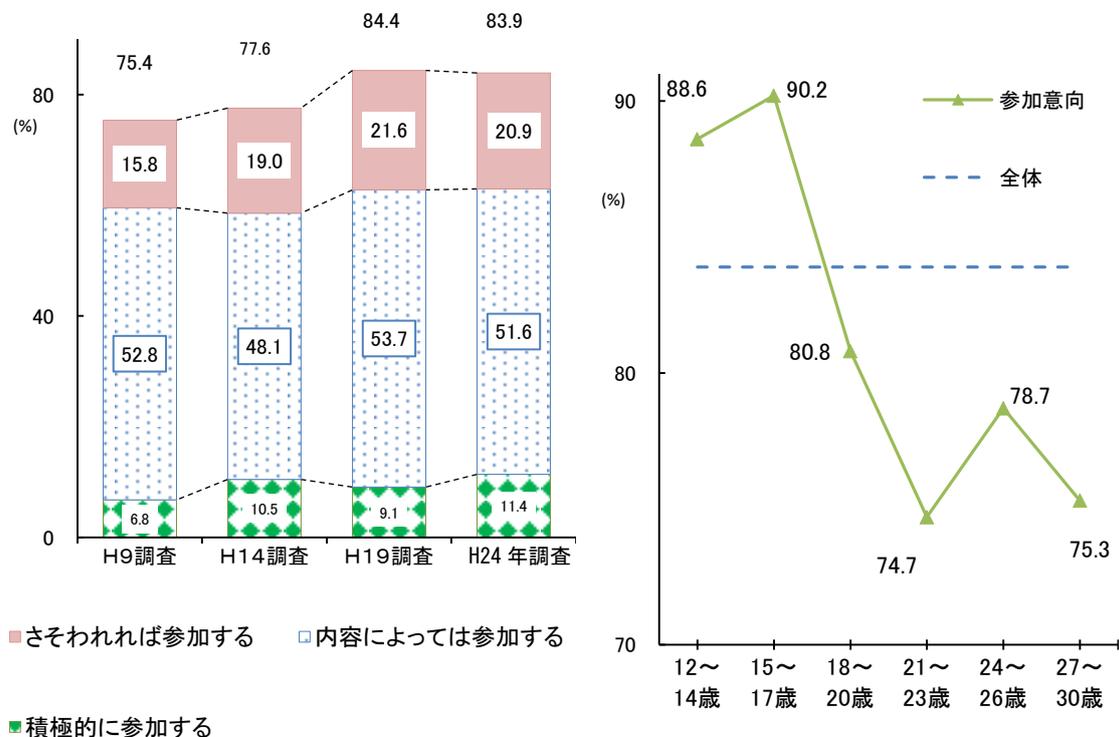
近年、都市化や過疎化の進行、地域の連帯感の希薄化などから、地域の帰属意識が低下していると言われています。

本県の「青少年の意識と行動に関する調査」によると、「今住んでいる地域に愛着を感じているか」という問いに対し、「愛着がある」という回答は48.8%で、「どちらかといえば愛着がある」の31%を合わせると79.8%が地域に愛着を感じており、前回の平成19年度調査と比較すると3.4%増加しています。

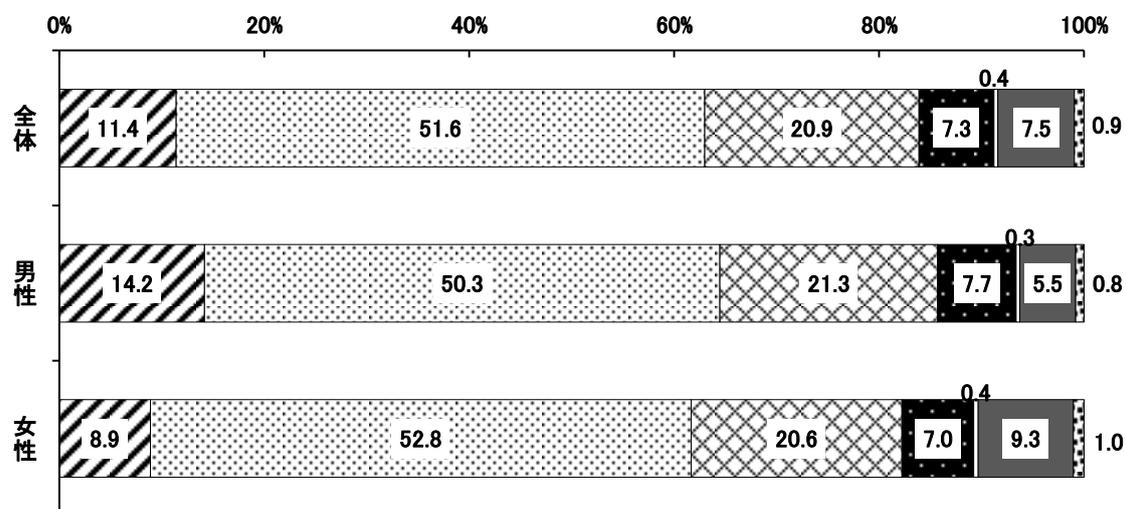
また、「地域をよくするための活動があれば参加するか」と聞いたところ、「積極的に参加する」「内容によっては参加する」「さそわれれば参加する」とする「参加意向」の回答は83.9%であり、年齢別では、中学生、高校生が高くなっています。

社会や地域の将来に関心を持ち、地域行事やボランティア活動を通じて、社会の構成員として様々な分野で貢献する子ども・若者の育成が求められています。その際には、子ども・若者が自らの意見を自由に発表できるよう、意見表明の機会を確保することが重要です。

【地域をよくするための活動があれば参加するか】



【地域をよくするための活動があれば参加するか】



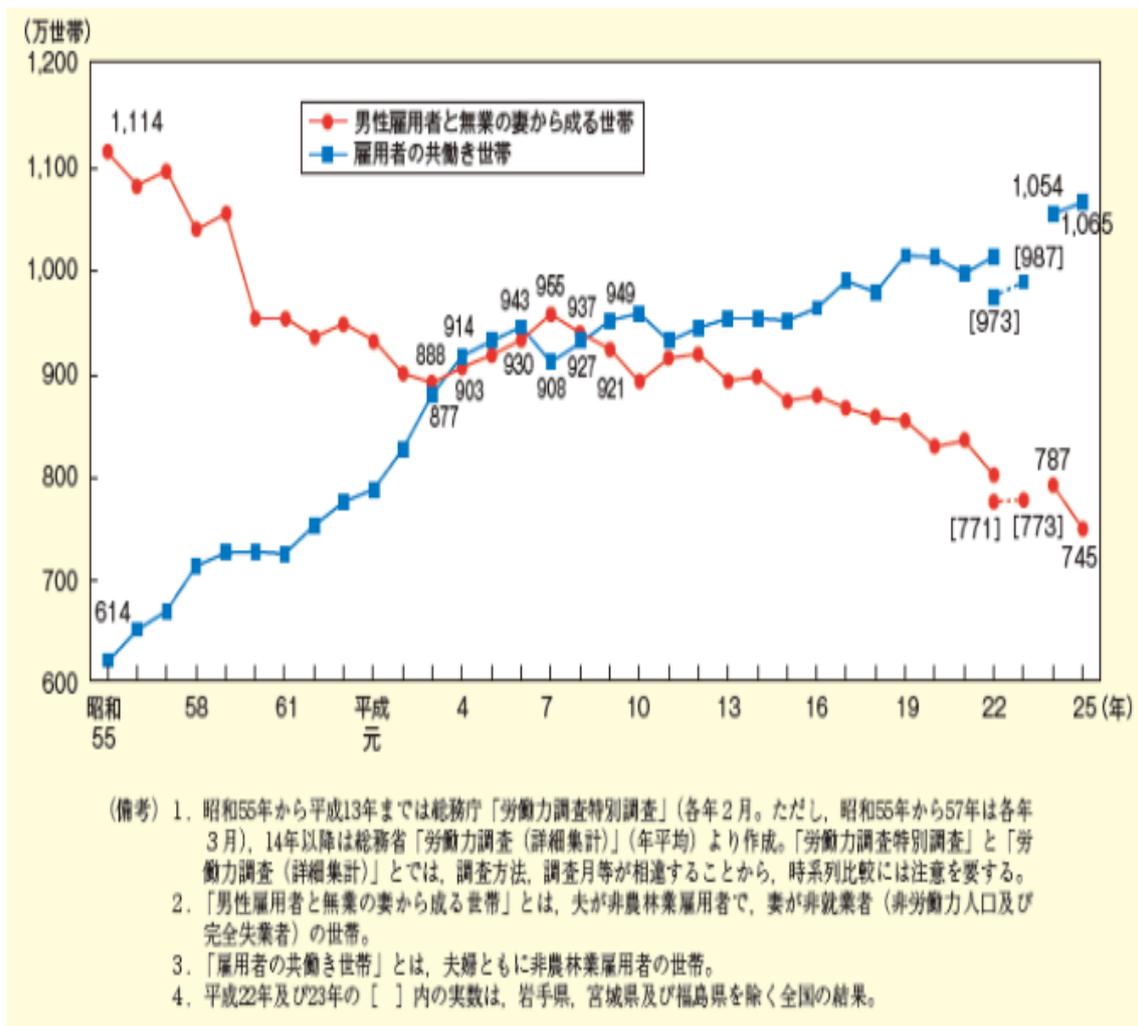
資料：青少年の意識と行動に関する調査（平成24年度）

-
- 積極的に参加する
 内容によっては参加する
 さそわれれば参加する
 参加したくない
 その他
 わからない
 不明

③女性の社会参画の進展

平成25年版男女共同参画白書によると、全国において、夫婦ともに働いている共働き世帯は、夫が働いて妻が無職からなる世帯数を上回っている状況にあり、女性の社会参加が進んでいます。

共働き等世帯数の推移（全国）



本県の夫婦共働き世帯の割合は、10万2千4百世帯で、全世帯の52.5%となっており、全国の45.4%より7.1ポイント高くなっています。また、夫が働いて妻が無職の世帯は4万8千百世帯で24.7%です。

主な世帯の家族類型、夫と妻の就業状態別世帯数及び割合（平成24年）

	夫と妻の就業状態		夫の 就業状態	平成24年		
				主な家族類型	世帯数 (千世帯)	総数
	有業者	無業者				
全 国	4 類型の合計	世帯数 (千世帯)	総数	28547.9	14299.5	14169.2
			有業者	21287.9	12970.2	8266.8
			無業者	7168.1	1284.4	5860.8
	割合 (%)	総数	100	50.1	49.6	
		有業者	74.6	45.4	29	
		無業者	25.1	4.5	20.5	

	夫と妻の就業状態		夫の 就業状態	平成24年		
				主な家族類型	世帯数 (千世帯)	総数
	有業者	無業者				
山 梨 県	4 類型の合計	世帯数 (千世帯)	総数	195.1	111.3	82.9
			有業者	150.5	102.4	48.1
			無業者	43.7	8.9	34.8
	割合 (%)	総数	100	57	42.5	
		有業者	77.1	52.5	24.7	
		無業者	22.4	4.6	17.8	

※ 4 類型とは、「夫婦のみの世帯」「夫婦と親から成る世帯」「夫婦と子供から成る世帯」「夫婦、子供と親から成る世帯」

資料：山梨県企画県民部統計調査課（平成25年10月）

共働き世帯の増加に伴い、安心して育児休業・休暇制度を利用できるなど子育てと仕事の両立ができる環境づくりを進めるとともに、多様な働き方の実現、男女共同参画意識の醸成を図っていく必要があります。

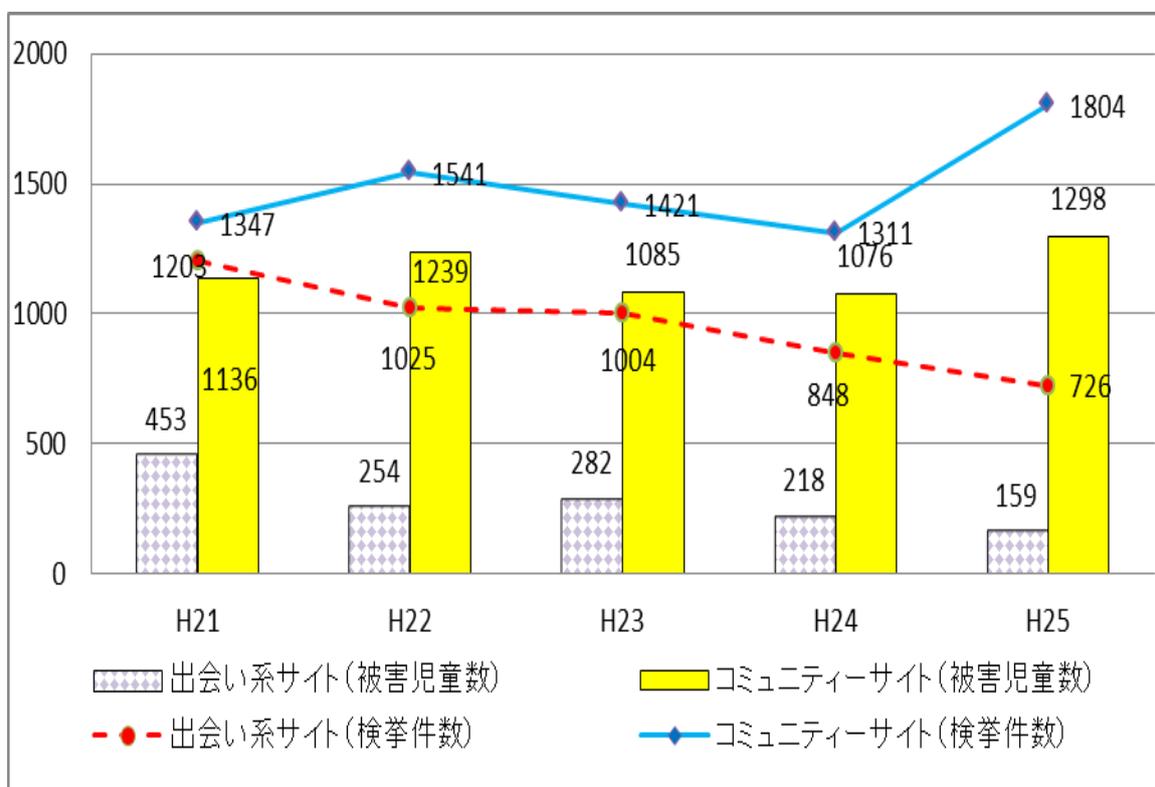
④携帯電話やスマートフォンを介したトラブルの増加

インターネットは、学習やコミュニケーションのツールとして、効率的で便利な反面、青少年に有害な情報があふれており、利用の方法によっては、犯罪の被害者や加害者となる恐れがあります。

特にコミュニティサイトなどの掲示板に個人情報や誹謗中傷を書き込むなどネットワークメディアを介したトラブルに巻き込まれるケースが多発しています。

出会い系サイトやコミュニティサイトにかかわり犯罪被害にあった児童数は、平成23年から減少していますが、インターネットサクセスIDを交換する掲示板に係わる犯罪被害の増加により、平成25年は増加しています。

出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する被害児童数の対比



資料：警察庁

子どもたちを巻き込んだ犯罪が増加する中で、家庭、学校、地域社会が連携して、社会全体で有害環境から子ども・若者を守る取組が必要になります。

⑤少年の非行や犯罪の状況

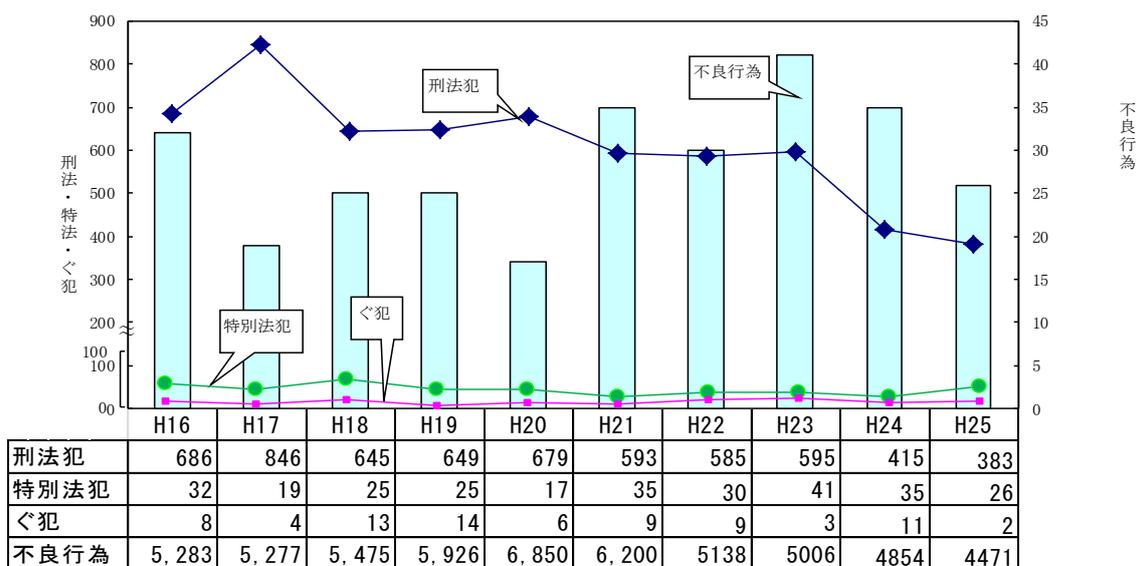
本県の青少年非行の状況は、刑法犯、不良行為とも減少傾向にあるが、非行の低年齢化や再犯の防止など依然予断を許さない状況にあります。

不良行為少年の行為別補導状況としては、深夜徘徊が最も高く、44%を占めています。

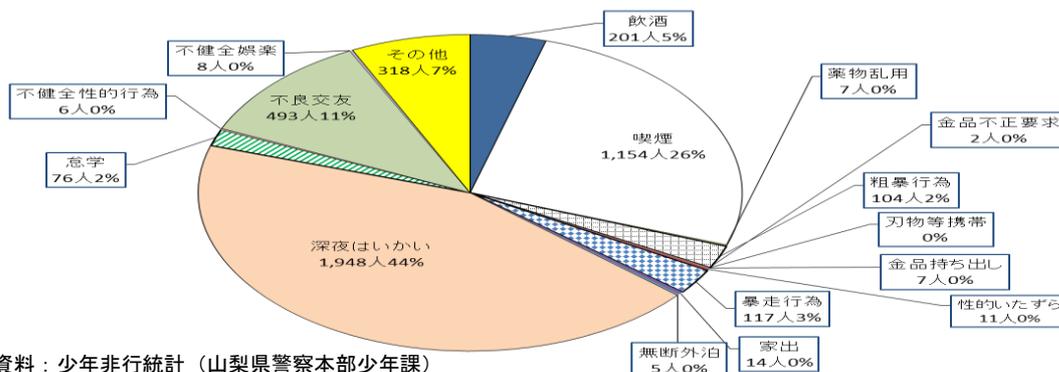
また、覚醒剤や大麻と似た作用がある「危険ドラッグ」に絡み、全国の警察は平成26年上半期に（1～6月）に128事件、145人を摘発しています。県内でも、危険ドラッグを所持したとして、女子高生と工員の少年が逮捕されています。

「青少年の意識と行動に関する調査」では「非行をなくすためには何が必要か」に対して、「親子の信頼関係を作る」42.7%「親がしつけをきちんとする」30.1%「警察による補導・取り締まりを強化する」23.7%などの割合が高くなっています。

過去10年間の少年非行の推移（山梨県）※ 触法少年を含む。

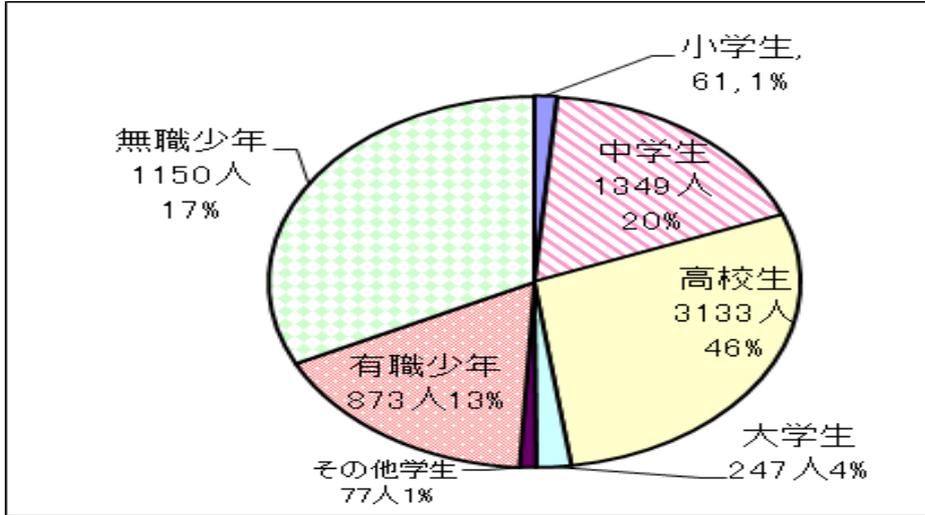


不良行為少年行為別補導状況（平成25年：山梨県）

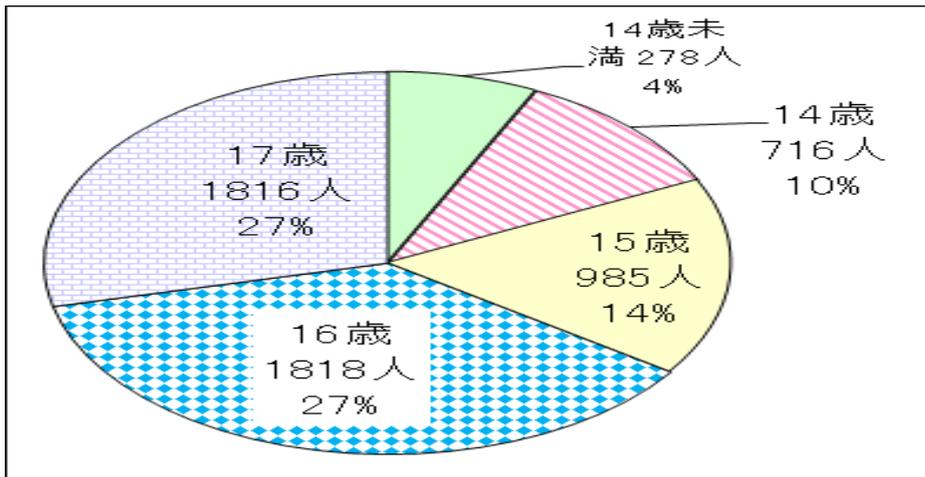


資料：少年非行統計（山梨県警察本部少年課）

不良行為少年学識別状況（平成25年：山梨県）

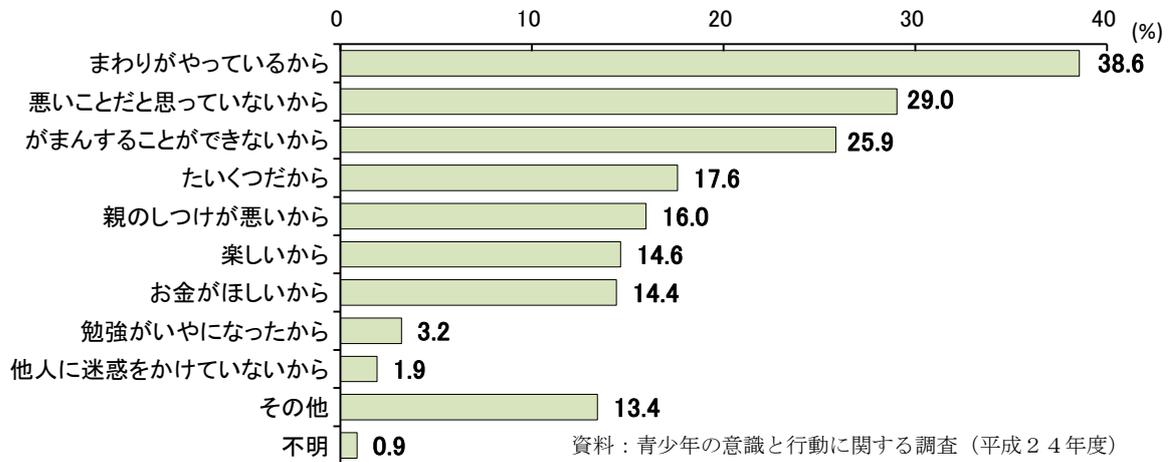


不良行為少年年齢別状況（平成25年：山梨県）



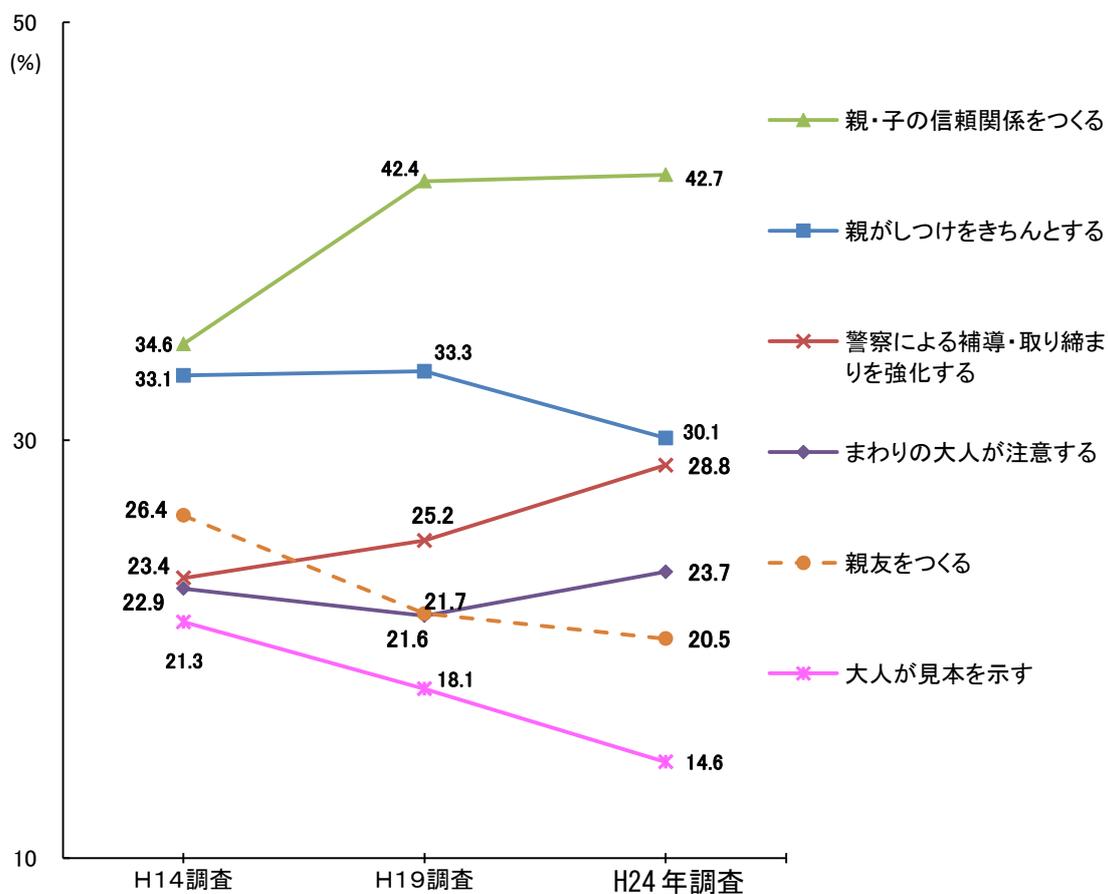
資料：少年非行統計（山梨県警察本部少年課）

【万引き、タバコ、シンナー、薬物等の非行をするのはなぜか】



資料：青少年の意識と行動に関する調査（平成24年度）

【 非行をなくすためには何が必要か 過去調査との比較】(単位:%)



子ども・若者の、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくりなど、立ち直り支援をしていく必要があります。

第3章 子ども・若者健全育成の基本的な考え方

1 基本理念

～夢や希望を抱き、たくましく、しなやかに成長し、

やまなしの未来を拓く「子ども・若者」を育むために～

変化が激しい社会にあつて、次代を担う子ども・若者には、社会を構成する担い手として自分への誇りと自覚を持ち、自己を形成するとともに、自らの力でよりよい未来の社会を創造していく力を身につけることが求められています。

そのためには、青少年が持つ能力や可能性、困難の程度は一人ひとり異なることを踏まえ、状況に応じて連携・協力する支え合いのネットワークを構築し、きめ細やかな支援を行うことが必要です。

そして、保護者が子育てについて最も重要な責任を有するとの基本的な認識のもと、これまで行ってきた「大人が変われば、子どもも変わる」「子ども・若者は地域社会からはぐくむ」という観点での取組をさらに進め、大人は、次世代を育成する責任を自覚して、子ども・若者のモデルとなるよう高いモラルを持つように努めることが大切です。

また、県、市町村などが適切な役割分担を行い、緊密に連携・協力しながら、家庭、学校、地域社会、企業、団体が一体となって子ども・若者の育成支援を行う地域社会づくりに取り組むことが必要です。

これらのことをふまえ、子ども・若者が、郷土に誇りを持ち、世界に目を向け、夢や希望を抱き、いきいきと命を輝かせて心身ともにたくましくしなやかに成長していくこと、そして、様々な困難をも乗り越えながら自立する力を身につけ、やまなしの未来を切り拓いていく「人材」として活躍していくことを深く願い、県民総ぐるみで子ども・若者の育成支援に取り組みます。

2 基本目標

上記の基本理念を踏まえ、施策の基本的な柱として次の3つの「基本目標」を掲げ、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

◎基本目標Ⅰ 心豊かな子どもが育つ家庭づくりと困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援

第一義的な子ども・若者の育成の場である家庭が、子育てや教育についての本来の役割を果たすことができるよう、家庭のふれあいを促進するとともに、家庭のありかたや役割について考えるための啓発、保護者の教育力を高めるための取組や子育て

に奮闘する親の支援を行う必要があります。

また、ニート、ひきこもり、発達障害、外国人の子ども・若者やその家族が抱える問題に対してきめ細やかな支援を行うためには、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的な支援を行っていくことが必要です。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 重点目標1 心豊かな子どもが育つ家庭教育を推進します。
- 重点目標2 ニート・フリーターに対する支援の充実を図ります。
- 重点目標3 障害のある子ども・若者への支援の充実を図ります。
- 重点目標4 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります。
- 重点目標5 インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動を推進します。
- 重点目標6 貧困や外国人の言葉の問題など困難を有する子ども・若者とその家族を総合的に支援します。

(備考) この重点的な取組は、以下の各課題の解決に資するものです。

※子ども・若者をめぐる現状と課題

(1) は、社会環境の変化、(2) は生活環境の変化

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| (1) -①子ども・若者人口の推移 | (1) -②少子化と3世代世帯の減少 |
| (1) -③情報化社会の進展 | (1) -④在留外国人の定着 |
| (1) -⑤雇用状況の変化 | (1) -⑥子どもの貧困問題 |
| (2) -①家庭の状況 | (2) -②ニート・フリーターの状況 |
| (2) -③障害のある子ども・若者の顕在化 | |
| (2) -④ひきこもりの子ども・若者の状況 | |
| (2) -⑤インターネット、スマートフォンの普及に伴う課題 | |
| (2) -⑥ひとり親家庭を取り巻く状況 | |
| (2) -⑦外国人の子どもの状況 | |

◎基本目標Ⅱ 郷土のよさを理解し、世界に目を向けて、たくましくしなやかに 成長できる学校教育の充実

山梨にはいろいろな「よさ」があります。太陽光や水、森林など、多様な自然エネルギー資源、豊かな自然や、果樹、温泉等の多様な観光資源、ジュエリー、ワイン、織物等の特色ある地場産業、高度な物づくり産業や最先端の研究開発拠点等、これらの「よさ」を生かしながら子どもたちを育て、次世代に山梨の「よさ」を受け継いでいくことが必要です。また、山梨や他県の伝統・文化について理解を深め、世界に目を向け、国際社会の一員としての意識を育てることが重要になります。

また、県民性は、勤勉でねばり強く頑張る性格と言われており、各地域における社会教育やボランティア活動、自治会活動などが活発であり、都会にはないお互いが支え合う気質も強くあります。歴史的に見ると、新しい文化や技術に敏感に反応する「進取の精神」に富むと言われており、こうした県民性は、現在の閉塞感を打破し、本県の未来を拓く力になると期待されています。

このような中で、子ども・若者が健やかに成長していくためには、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を身につけるとともに、粘り強く最後まで諦めない心や自他を敬愛する心などのしなやかな心、規範意識・倫理観などの「豊かな人間性」を育み、そして、生活や仕事をする上で基盤となる「健やかな心身」を養成するなど、子ども・若者の「知・徳・体」がバランス良く育まれるよう、家庭・学校・地域社会が連携して取り組むことが必要です。

そして、これらと併せて、社会環境の変化や進展に対応する力や職業観・勤労観の確立など、社会的・職業的自立に向けた能力を育むことが必要です。

また、教育上の重要課題である、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の改善や高校中途退学者などへの対応に向けて、家庭、学校、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進することが必要です。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 重点目標 7 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します。
- 重点目標 8 社会的・職業的自立に必要な能力、起業家精神やリーダーシップの育成を推進します。
- 重点目標 9 いじめ・不登校、暴力行為、高校中途退学者等への対応の充実を図ります。

(備考) この重点的な取組は、以下の各課題の解決に資するものです。

※子ども・若者をめぐる現状と課題

(1) は、社会環境の変化、(2) は生活環境の変化

- (1) -③情報化社会の進展
- (1) -④在留外国人の定着
- (1) -⑤雇用状況の変化
- (2) -⑧学校と勉強
- (2) -⑨中高生の規範意識
- (2) -⑩体力・運動能力の状況
- (2) -⑪問題行動の状況

◎基本目標Ⅲ やまなしの未来を切り拓く子ども・若者と対話し、支え、成長を地域社会で受けとめる環境づくり

子ども・若者の健やかな成長を支えていくためには、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、地域内でネットワークを構築・強化することにより、育成支援を推進する基盤となる地域社会づくりに取り組んでいくことが大切です。

そして、自ら成長する力を持っている子ども・若者の主体的な活動を活性化させるために、子ども・若者自らが状況に応じた課題を見つけ、学び、判断・行動し、挑戦していく資質や能力の向上を図るとともに、自らの意思と責任において考え、行動することができる社会の構築が重要です。

また、大人は、子ども・若者が社会の一員として自立できるように支援するなど、発達段階に応じた適切な助言・指導を行うことが大切です。

そして、いろいろな活動で機会あるごとに子ども・若者とあいさつやコミュニケーションを交わし、子ども・若者と対話を深め、意見を積極的に受けとめながら、成長を支援していくことが大切です。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

○重点目標 10 家庭・学校・地域社会の相互連携による教育力向上を支援します。

○重点目標 11 県民一人ひとりが地域におけるコミュニケーションを基本として、子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します。

○重点目標 12 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化と命と向き合う教育を推進します。

(備考) この重点的な取組は、以下の各課題の解決に資するものです。

※子ども・若者をめぐる現状と課題

(1) は、社会環境の変化、(2) は生活環境の変化

- (1) -①子ども・若者人口の推移
- (1) -②少子化と3世代世帯の減少
- (1) -③情報化社会の進展
- (1) -④在留外国人の定着
- (2) -⑫自然体験活動の減少
- (2) -⑬社会への貢献意識の高まり
- (2) -⑭女性の社会参画の進展
- (2) -⑮携帯電話やスマートフォンを介したトラブルの増加
- (2) -⑯少年の非行や犯罪の状況

第4章 子ども・若者育成の施策体系

基本目標Ⅰ 心豊かな子どもが育つ家庭づくりと困難を有する

子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援

重点目標1 心豊かな子どもが育つ家庭教育を推進します。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たしています。

そのため、家庭教育の重要性についての意識の啓発、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備を推進します。

施策の方向1 子ども・若者や家庭に関する総合的な支援の充実

① 各種相談支援機能の充実

保護者や子ども自身が安心して悩みなどを相談でき、身近なところで必要な情報提供や助言を受けられるよう、各種の相談支援機能の充実に努めるとともに、各種相談機関等とのネットワーク化を推進するとともに、子ども・若者と相談機関のつなぎ役としてスクールソーシャルワーカー（※1）の充実を進めます。

② 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、就学前における乳幼児医療費助成や家庭の所得状況に応じた保育料の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

施策の方向2 家庭の教育力向上のための支援の推進

① 家庭教育の意識啓発及び指導

家庭教育相談窓口における相談体制の充実を図るとともに、家庭教育に関する学習機会や情報の提供の充実に努めます。

② 地域における支援の充実

地域団体が行う家庭教育支援の取組の活性化を図るとともに、家庭教育支援に携わる地域の人材育成やネットワークづくりを市町村と連携しながら推進します。

※1 スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え社会福祉の専門的な知識・技術を有し子どもの置かれた様々な環境に働き掛けたり児童相談所をはじめとする関係機関等とのネットワークを活用したりして問題を抱える子どもを支援する。

重点目標 2 ニート・フリーターに対する支援の充実を図ります。

ニート（※2）やフリーター（※3）などの若者の就労を支援するとともに、若年者の職業能力の開発や早期離職防止に向けた取組を推進します。

施策の方向 1 ニート・フリーターに対する就労支援の強化

① 就労支援

「地域若者サポートステーション（サポステ）」において、若者の個々の状況に応じた就労支援を行います。

② 就労意識の醸成支援

職業講話や職業体験の実施、就職セミナーの開催、働くことに不安を抱えた若者に対するカウンセリングなどにより、若者が自信を持って働けるよう、就労意識の醸成を図ります。

施策の方向 2 若者の職場適応と定着化

① 職業訓練等の実施

離転職者向け公共職業訓練を通じて、若者の職業能力の向上を図り、雇用の安定につなげます。

② 職場への定着支援

若年者の職場適応と定着化を推進する県内事業所等の取組を支援するとともに、若年者等の就労意識形成のためのセミナーの開催や、雇用のミスマッチ解消のためのインターンシップの推進などの取組を推進します。

※2 ニート

15～34歳の非労働力（仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない者）のうち、主に通学でも、主に家事でもない独身者のこと。

※3 フリーター

15～34歳までの学生や結婚をしている女性を除く若者のうち、パート・アルバイトの仕事をしているか、パート・アルバイトを希望している無職の人。

重点目標3 障害のある子ども・若者への支援の充実を図ります。

障害のある子ども・若者の自立に向けて、関係機関等との連携により、発達段階に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、県民理解の促進と地域における支援の充実を図るための取組を推進します。

施策の方向1 障害のある子ども・若者への就学支援の充実

① 発達段階に応じた支援の推進

障害のある子ども・若者については、発達段階に応じた福祉、医療、教育、就労などの支援を総合的・継続的に行います。

② 学校における指導・支援の充実

障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けて、教職員の専門性の向上を図ることなどにより、一人一人の教育的ニーズを把握し、その障害の特性に応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。

また、障害の有無を問わず、すべての幼児児童生徒が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性をはぐくむために、交流及び共同学習を推進します。

③ 就学支援の充実

障害のある児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成して引き継ぐなど、就学前から高校卒業後まで一貫した特別支援教育を推進します。

施策の方向2 障害のある子ども・若者への就労支援の充実

① 就労意識の醸成支援

障害のある若者の職業的自立に向けて、関係機関等との連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開するほか、障害の態様やニーズに応じた職業訓練機会の充実を図ります。

また、産業界や労働関係機関との連携により、障害のある若者に対する就業体験や「産業現場等における実習」の機会を提供するなど、職業教育の充実を図るとともに、障害者雇用の促進に向けた企業等への理解啓発などの取組を推進します。

② 学校における指導・支援の充実

産業界や労働関係機関との連携のもと、就業体験や「産業現場等における実習」の機会を積極的にもうけるなど高等支援学校を中核とした特別支援学校高等部におけるキャリア教育の充実を図ります。

③ 障害者の雇用及び職場定着に対する支援

ハローワーク等関係機関と連携して、障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図ります。また、事業主に対する意識啓発やジョブコーチ等による支援により、職場の定着を図ります。

施策の方向 3 インクルーシブ教育システムの構築

① 早期支援コーディネーターの配置

インクルーシブ教育システム（※4）の構築に向けた取組として、早期支援コーディネーターの配置による早期からの教育相談・支援体制の構築を推進します。

※4 インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

重点目標4 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります。

様々な要因により人との接触を避け、就学・就労をせずに家の中にひきこもって暮らす子ども・若者及びその家族に対して、関係機関等の連携により、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、県民理解の促進と相談・支援の充実を図るための取組を推進します。

施策の方向1 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実

① 相談・支援体制の充実

県立精神保健福祉センターなどにおいて、ひきこもりに対する専門的な相談を実施するほか、保健所、児童相談所、適応指導教室（※5）、市町村等の関係機関や民間支援団体との連携により、ひきこもりに関する正しい知識の情報提供や相談・支援の充実に努めます。

② 就労支援の充実

就学・就労せずに地域社会とのつながりも希薄な若者の自立に向けて、関係機関等の連携により、就職の準備段階から職場定着までの支援を行います。

※5 適応指導教室

不登校児童生徒などに対する指導を行うために、教育委員会が教育センター等学校以外の場所で学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、カウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導を組織的、計画的に行う施設。

重点目標5 インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動

を推進します。

子ども・若者のインターネット等の利用をめぐる問題に対する取組など、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化に向けた家庭での取組を推進します。

施策の方向1 インターネット依存防止対策の推進

① インターネット依存防止対策の推進

子ども・若者や保護者に対して、インターネットの危険性やインターネット依存の影響などの啓発を行います。

子ども・若者に安心・安全なネット利用をさせるために、保護者による見守りや指導などのペアレンタル・コントロール（※6）の取組を推進します。また、子どもと一緒に考えるなど、家庭におけるルール作りを推進します。

※6 ペアレンタルコントロール

ペアレンタルコントロールとは、子どものネット利用を保護者が注意し、見守りながら、指導する営み。フィルタリング（※7）は、ペアレンタルコントロールの第一歩。

※7 フィルタリング

インターネット上のウェブサイトなどを一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。

重点目標6 貧困や外国人の言葉の問題など困難を有する

子ども・若者とその家族を総合的に支援します。

子ども・若者の育成支援に関わる関係機関相互の連携・協力体制を強化するとともに、関係機関等における支援対応能力の向上を図ることなどにより、貧困や外国人の児童生徒など困難を有する子ども・若者やその家庭に対する総合的な支援を推進します。

施策の方向1 貧困問題を抱える子ども・若者支援

① 学習支援の充実

貧困状態などから学力や学習意識の低下など困難を有する(学び直しや学び足し、学習につまずいてしまっている)子どもたちへの学習支援のための組織づくりを推進します。

② 経済的負担の軽減

低所得者世帯の子どもたちが、就学するために必要な費用の貸し付けや、就学のために必要な費用の一部の支給、就学が困難な者に対して、奨学金の貸与や奨学給付金の支給を行います。

③ 居場所づくりと出番づくりの推進

保護者の働き方により、放課後や長期休みなどをひとりで過ごさなければならない子ども等が安全安心な放課後や週末を過ごせる居場所づくりを推進します。

また、地域の様々な人の参画を得ながら、子ども・若者たちの居場所と出番を創り上げることで、学習やスポーツ活動など通じて子どもと地域のつながりを強化します。

施策の方向2 ひとり親家庭に対する支援や施策の充実

① 働きやすい環境の整備

ひとり親家庭であることが子どもの健全育成にとって阻害要因にならないよう、ひとり親家庭に対し必要とされるときに、必要な支援を行い、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、就労等ができる環境整備を進めます。

また、経済的基盤の弱い母子家庭の母等を対象とした、技能習得講座を開催することにより、就労のための能力開発を進めます。

② 市町村及び関係機関等との連携の強化

ひとり親家庭における問題に対応するため、相談体制や情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、子育てや生活支援、就労のための取組を推進します。

施策の方向3 外国人児童生徒とその家庭に対する支援

① 生活情報の提供及び学校教育における支援の推進

県内で働き、生活する外国人が、日常生活を送る上で必要な情報をホームページなどにより多言語で提供するとともに、日本語の通訳を派遣するなど子どもたちの学習支援及び学校への取組を推進します。

② トラブルや育児の悩みなどの相談への対応

日常生活におけるトラブル、育児や教育の悩みなどの相談に多言語で対応します。

③ 日本語の学習支援の推進

日本語での学習や、学校・地域での円滑な生活を支援するため学校・地域の支援者等との連携や日本語クラスの開催など日本語の習得支援などを行います。

施策の方向4 関係機関等により相談支援体制の強化

① 相談機関のネットワーク化による支援体制の強化

社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の相談・支援を実施している関係機関、団体等が連携し、支援するためのネットワークづくりや総合相談センターの設置を推進します。

② 相談窓口の広報

子ども・若者が困難な状況にあるとき、本人や家族が適切な相談を受けられるよう、相談機関のPRを進めます。

また、困難な状況にある本人や家族にとって身近なところで相談ができる体制を整備します。

基本目標Ⅱ 郷土のよさを理解し、世界に目を向けて、たくましく

しなやかに成長できる学校教育の充実

重点目標7 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します。

子ども・若者が、情報化、国際化などの変化の著しい現代社会に的確かつ迅速に対応していくために必要な学力や社会で求められる応用力などを培うよう、また、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識やコミュニケーション能力、基本的な生活習慣や体力等を身につけていくことができるよう、家庭・学校・地域が連携し、基礎的能力である「知・徳・体」を育成するための取組を推進します。

施策の方向1 確かな学力の向上

① 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、それらを活用して課題を解決するために必要となる思考力・判断力・表現力等の育成や、主体的に学習に取り組む意欲や習慣を身につけることにより、「確かな学力」の向上を図ります。

② きめ細かな指導の充実と子どもに向き合える環境づくり

きめ細かな学習指導により、子どもたちの「確かな学力」を向上させるため、少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチング、情報通信技術の活用、小学校・中学校・高等学校などを通した「継ぎ目のない教育」などの取組を推進します。

また、少人数学級編制などにより、児童生徒一人ひとりの実情を踏まえた指導の充実に努めます。

③ 教育に係る経済的負担の軽減

子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、奨学金をはじめ、授業料に対する就学支援金の支給や授業料減免などの経済的支援の取組を推進します。

施策の方向2 しなやかな心の育成

① しなやかな心を育む県民運動の推進

本県の未来を担う子どもたちが、粘り強く最後まで諦めない心や自他を敬愛する心を持ち、たくましく成長できるよう、「しなやかな心の育成推進事業」を推進します。

② 社会性、規範意識等の育成

道徳教育や様々な体験活動の充実等を通して、規律ある生活態度を身につけるとともに、社会生活を営んでいくために必要な社会性や規範意識等を育成するための取組を推進します。

③ 基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣を定着させるための取組を推進するとともに、その大切さを社会全体で再認識するための普及啓発を図ります。

また、幼児期から望ましい食習慣を身につけ、食生活のあり方について主体的に考え行動できるようにするための「食育」を推進します。

施策の方向3 健やかな体の育成

④ 体力・運動能力の向上

学校の体育の授業や運動部活動、地域のスポーツ活動の充実などを通じて、子どもの体力向上や、運動に親しむ習慣を育むための取組を推進します。

⑤ 心と体の健康教育の推進

心身の健康や食に関する知識、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識など、専門家の協力も得ながら、心と体の健康教育を推進します。

重点目標 8 社会的・職業的自立に必要な能力・起業家精神や

リーダーシップの育成を推進します。

子ども・若者が、変化の著しい現代社会に的確かつ迅速に対応していくことができるよう、また、自主性・社会性の育成や、勤労観・職業観の形成などを通して就労の促進につながるよう、家庭・学校・地域の連携により、社会的・職業的自立に必要な能力を育成するための取組（キャリア教育※8）を推進します。

※8 「夢をはぐくみ自立して生きていく力を培うキャリア教育」（小・中・高等学校における体系的なキャリア教育推進の手引き）（山梨県教育委員会）

県教育委員会におけるキャリア教育のとらえ方を明らかにした上で、各学校や地域、家庭でキャリア教育を展開していく際の考え方や進め方について示すもの。

「キャリア教育」とは（山梨県教育委員会のとらえ方）

児童生徒が将来に対して夢や希望を抱き、学ぶことや働くことの意義を理解し、意欲を高め、社会人・職業人として自立して生きていくための基礎となる能力や態度を育む教育」と捉えている。

施策の方向 1 社会の変化に対応できる能力の育成

① 読書活動の推進

言葉を学び、表現力を高めるとともに、感性を磨き、豊かな想像力を身につけられるよう、読書や新聞の閲読・活用を推進します。

② 情報教育の推進

情報モラル教育（※9）やメディアリテラシー教育（※10）、ICT（情報通信技術）を利活用した情報教育を推進します。

また、インターネットや携帯電話の適切な利用について、家庭でのルールづくりを徹底するなど、インターネット上の有害情報から青少年を守るための取組を推進します。

※9 情報モラル教育

情報モラル（情報社会で、適正な活動を行うための基になる考え方と態度）の重要性を認識し、児童生徒の実態や発達段階に応じて、児童生徒に情報モラルを身につけさせるための働きかけをし、望ましい姿に変容させるために学校・保護者が行う教育。

※10 メディアリテラシー教育

メディアについて正しく理解し、適正・有効に活用する能力を身につけさせるための教育。

③ 国際理解教育の推進

自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、これを尊重するとともに、他の国や地域の伝統文化に敬意を払い、国際社会の一員としての意識を涵養するとともにコミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育を推進します。

④ 環境教育、防災教育の推進

持続可能な社会の構築を目指し、家庭や地域と連携し、環境問題や環境保全に主体的に関わることでできる能力や態度の育成を重視した環境教育を推進します。

また、災害発生時に、自ら危険を予測し回避するための「主体的に行動する態度」を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する「共助・公助」の精神を育成する防災教育を推進します。

⑤ 創造力や探究心、起業家精神を育む教育の推進

創造力や探究心、自由な発想や発見を尊重し、個及び他者との協働による体験的な学習を通じて、理論的な思考の育成や自立心、リーダーシップを育みます。

地域内の各種団体（企業やNPO等）との協働により、学内における学びについて、その目的や社会との接点、キャリアパスを意識し、アウトカムを明確化させたキャリア教育を推進します。

施策の方向 2 社会参加の推進

① 社会参加機会の充実

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）（※11）を推進します。

また、様々な機会を捉え、政策形成過程における子ども・若者の意見表明機会の確保に努めます。

※11 シティズンシップ教育

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度などを身につけるため、小・中学校の社会科や高等学校の公民科を中心に行う民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務などについての教育。

② 多様な活動機会の充実

集団遊びの場の確保やスポーツ・レクリエーション、自然体験、集団宿泊体験、農林漁業体験、地域づくり活動など、地域における多様な体験活動に参加・参画す

る機会の充実に努めます。

また、同世代や乳幼児・高齢者などの異世代との交流を通して、自分自身を見つめ成長する機会の充実に努めるとともに、社会貢献活動に関する理解や関心を深める機会の充実に努め、自主的な参加を促進します。

施策の方向3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実

① 勤労観・職業観の形成

職場見学や職業体験学習など、職業と触れ合う機会の充実に努めるとともに、子どもたちが、将来、社会人や職業人として自立していくことができるよう、多様な働き方、生き方を選択するための知識や考え方を学習する機会を提供することなどにより、望ましい勤労観・職業観の形成を推進します。

② 職業能力開発の充実

必要な職業知識・技能を身につけることができるよう、公共職業訓練施設等における職業能力開発の充実に努めるとともに、産業界等との連携による人財育成の取組を推進します。

③ 就労支援・就労相談の充実

学校における就労相談の充実に努めるとともに、若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェやまなし）（※12）、公共職業安定所（甲府新卒応援ハローワーク）（※13）、地域若者サポートステーション（サポステ）（※14）の連携により、若年者に対する就職支援を行います。

合同就職説明会等の開催により、若年求職者とのマッチングの機会を充実させ、新規学卒者をはじめとする若者の県内企業への就職を推進します。若年層の創業・起業や新規就農に向けた支援、山梨県福祉人材センター（※15）における福祉分野の職業への就労斡旋などの様々な分野で就業に向けた取組を推進します。

※12 若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェやまなし）

概ね15歳から39歳までの若者が就職相談やセミナーなど就職支援サービスを無料で受けられる施設。

※13 公共職業安定所（甲府新卒応援ハローワーク）

安定して働きたい学生等に対し、就職活動の促進や職場への定着を目的とし、職業指導や職業紹介などの個別指導を無料で行っている。

※14 地域若者サポートステーション（サポステ）

無業の状態にある若者の就労と自立をサポートする施設。面談・カウンセリング・若者キャリア開発プログラムなどを提供し、若者の職業的自立に向けた支援を包括的、継続的に実施。

注）一部雇用関係事業については、45歳未満の者も対象としています。

※15 山梨県福祉人材センター

社会福祉事業従事者の確保を目的として、職業安定法に基づく無料職業紹介事業を行うほか、社会福祉事業従事者等に対する研修、人材確保相談事業、社会福祉事業に関する啓発活動などを実施する機関。山梨県では、山梨県社会福祉協議会に設置されている。

重点目標 9 いじめ・不登校、暴力行為、高校中途退学者への

対応の充実を図ります。

いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動の改善に向けて、学校・家庭・地域社会や関係機関が連携した取組を推進します。

また、志半ばでの高校中途退学に至ることのないよう、指導や支援の充実を図るとともに、中途退学者に対する支援を推進します。

施策の方向 1 いじめ・不登校、暴力行為への対策・支援の充実

① いじめの根絶に向けた取組の推進

「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けるとともに、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

② 指導・相談支援の充実

学校における指導・相談体制を組織的に整備し、適切な生徒理解に努めるとともに、県総合教育センターなどの相談窓口における教育相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒の心理相談に対応する専門知識を有する「スクールカウンセラー」などと連携し、問題状況に応じた取組を推進します。

③ 家庭や地域社会及び関係機関と連携した取組の推進

保護者、民生委員や児童委員、学校支援ボランティア、人権擁護員及び警察や児童相談所等の関係機関との連携を強化し、子どもたちの問題行動の早期発見・早期対応に努めるとともに、立ち直り支援に向けた取組を推進します。

また、県民一人ひとりがそれぞれの立場で、いじめ、不登校、暴力行為などの子どもたちの問題行動に関心を持ち、これらの防止に向けて県民一体となって取り組むよう意識啓発を推進します。

施策の方向 2 高校中途退学対策と中途退学者への支援の推進

① 高校中途退学の未然防止対策の推進

長く休みがちな生徒に対する個別の指導や支援の充実を図るなど、中途退学を未然に防ぐための取組を推進します。

② 中途退学者への支援の推進

学校及び各分野の相談窓口等において、高校を中途退学した生徒に対し、個々の状況に応じて必要な情報提供や支援を行うなどの取組を推進します。

基本目標Ⅲ やまなしの未来を切り拓く子ども・若者と対話し、

支え、成長を地域社会で受けとめる環境づくり

重点目標10 家庭・学校・地域社会の相互連携による

教育力向上を支援します。

家庭教育を地域全体で支援する取組や、家庭や地域社会との連携による開かれた学校づくりを推進するとともに、放課後の居場所づくりや体験活動の推進など、地域が主体的に行う支援の充実を図ることにより、家庭・学校・地域社会の相互連携による社会全体の教育力向上を推進します。

施策の方向1 家庭や地域社会との連携による学校支援の推進

① 家庭や地域社会に開かれた学校づくりの推進

学校評議員制度等の活用やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組により、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得て学校運営を進め、家庭や地域社会に開かれた学校づくりを推進します。

② 学校を支援する人材の育成

地域住民による学校支援ボランティア活動の充実と一層の活性化を図るための取組を推進します。特に、地域住民がボランティアとして学校をサポートする「学校応援団育成事業」を通して、地域コーディネーターが中心となって、地域の豊かな体験を持つ外部人材を活用し、家庭、学校、地域社会の連携による取組を推進します。

施策の方向2 地域社会の教育力向上のための取組の推進

① 放課後の居場所づくりの推進

「放課後子どもプラン」に基づく取組をはじめ、子どもたちのための放課後の居場所づくりについて、関係機関、地域団体やボランティア等をサポートします。

② 地域活動・体験活動の推進

子どもたちの地域活動や体験活動について、地域団体やボランティア等と連携して推進します。また、子ども・若者自身による同世代又は年齢が近い世代のボランティア等による活動やネットワーク形成などの取組を推進するとともに、善意ある行為を顕彰するなどの取組を推進します。

③ 安全・安心に配慮した地域づくりの推進

通学路などの安全点検や「声かけ・あいさつ活動」への取組など、子どもたちの安全・安心に配慮した地域づくりを推進します。

④ 地域の教育力向上に向けた人材の育成

複雑・多様化する子ども・若者問題に地域で適切に対応し、明るい地域社会をつくるため、人材の育成を図るとともに、地域の青少年育成団体、子育て支援団体などの民間組織のネットワークづくりを推進します。

施策の方向3 様々な体験活動の機会の提供と多様な活動の場づくり

① 自然体験活動の推進

自然に対する青少年の理解と認識を深め、自然とふれあい、楽しめる環境づくりや自然体験活動を推進します。

また、地域資源を生かした自然体験を通じて環境学習を推進します。

② 異文化体験活動の推進

多文化共生・異文化理解を推進し、国際性豊かな青少年の育成を図ります。また、留学生や在住外国人が参加、交流できる事業を実施し、風習や文化の違いについて相互の理解を深めるための機会を提供します。

③ 地域の多世代交流体験の推進と居場所づくり、出番づくりの推進

多世代の地域住民と子ども・若者が交流する事業を実施し、相互理解を深めると共に、子どもクラブ、自治会、PTA等の関係団体と連携し、地域を基盤とした子ども・若者が主体となる多様な体験活動を推進します。

体験活動を通じて社会性や協調性を育むことができるよう、子ども・若者自らが主体的に企画運営に関わることで子どもが育つ力を磨く環境づくりを整えます。

また、社会全体で子どもを育てるために、利害関係のある親や教師でもない（タテ）、視点が狭くなりがちな友人関係（ヨコ）でもない、一歩先を行く先輩や第三者（ナナメ）と子ども・若者との、新しい関係「ナナメの関係」をつくることも必

要です。

地域住民と協議し、放課後や休日など学習やスポーツ、文化活動等の様々な体験活動を行い、学校内外で子ども・若者が多くの大人と接する機会を増やすことを促進します。

④ 産学官民等の多様な主体との協働による学びの場の構築・参画の推進

時代を拓き、社会を生き抜く力、自立する力の根源である起業家精神を、地域社会一体となって育む取組を推進します。

そのために、地域社会の課題の発見、解決に向けた取組を推進し、活動の過程で失敗や成功を経験し、他者と向き合う中で自己の理解を深め、自己肯定感を獲得できるような機会を提供します。

自立、協働、創造をプロセスとして実感できるよう、地域社会を学びの場とし、インプット、アウトプット、アウトカムを明確化した生涯学習プログラムの構築・参画を推進します。

重点目標 1 1 県民一人ひとりが地域社会で心と心で対話していく

姿勢を持ち、子ども・若者の育成支援に参画

する環境づくりを推進します。

子ども・若者の育成支援に関わる地域の人材を育成するとともに、県民一人ひとりが地域の中で大人と子ども・若者のコミュニケーションを基本としながら、子ども・若者の育成支援に参画することができる環境づくりを推進します。

施策の方向 1 地域の人材育成と活動支援の充実

① 育成関係者の人材育成

青少年育成団体、青少年健全育成推進員、民生委員・児童委員、体験活動及び家庭教育支援者、学校支援に関わるコーディネーター、少年警察ボランティア等の子ども・若者の育成支援に関わる人材の育成に向けた取組を推進します。

また、これからの社会の中核を担う青少年リーダーを育成するための取組を推進します。

② 活動支援の充実

子ども・若者育成に関わる者のネットワークづくりを推進するなど、地域活動の活性化に向けた取組を推進します。

③ 県民の意識啓発

子ども・若者の育成支援に関する県民一人ひとりのより一層の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった青少年育成県民運動を展開します。

また、家族や地域社会の大切さなどについての理解を促進するとともに、大人自身の規範意識の向上を図る意識啓発などの取組を推進します。

施策の方向 2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに、仕事と生活を調和させることができるような働き方（ワーク・ライフ・バランス）（※16）の実現に向けて、関係機関や民間企業等との連携による環境づくりを推進します。

② 育児休業取得推進に向けた取組の推進

企業等における育児休業の取得を推進するため、各種セミナー等で周知を図るなどの取組を推進します。

③ 多様な保育サービスや放課後児童対策の充実

多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童対策など子育て家庭を支えるサービスの充実に向けた取組を推進します。

※16 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上さらには社会・経済の活性化に寄与すると言われている。

重点目標 1 2 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します。

青少年健全育成条例に基づく社会環境浄化対策や、青少年のインターネット等の利用をめぐる問題に対する取組、子ども虐待や自殺などをはじめとした各種被害の未然防止や早期対応を図る取組など、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組を、関係機関や民間団体との連携により推進します。

施策の方向 1 社会環境浄化対策の推進

① 社会環境浄化対策の推進

県の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例に基づき、有害図書類、有害がん具類等に関する規制、わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するなど、関係機関・団体の協力を得ながら、適切な社会環境浄化対策に取り組みます。

また、関係機関と連携し、子ども・若者の薬物乱用及び未成年者の喫煙・飲酒を防止するための取組を推進します。

② インターネット等をめぐる問題対策の推進

子ども・若者及び保護者に対して、インターネットの適切な利用やフィルタリングの利用普及に関する意識啓発を推進するとともに、関係機関・業界等による自主規制の取組を推進します。また、「コミュニティサイト」(※17)や「出会い系サイト」の利用に起因する子ども・若者の被害を防止するための取組を推進します。

※17 コミュニティサイト

関心や興味を共有する人々が集まる、情報交換などのコミュニケーションを中心としたウェブサイト。同じ興味をもっている人たちのコミュニティサイトから、同じ職業、同じ資格を目指す人たちのコミュニティサイト、さらには同じコンピュータソフトを使っている人たちのコミュニティサイトなど、その目的と種類は様々でサイト上では掲示板やチャットなどを利用して情報を交換・共有することができる

施策の方向2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

① 子ども・若者の被害防止対策の推進

児童買春・児童ポルノに係る犯罪などの被害者となることを防ぐため、社会全体に対する広報啓発や、犯罪の取締りと被害の発見・保護などの取組を推進します。

自殺を防止するため、各種の啓発活動や相談支援の充実、関係機関とのネットワークによる心の健康づくりなどの取組を推進します。

薬物乱用を未然に防止するため、関係機関との連携による薬物乱用防止教室などの取組を推進します。

暴力団に加入したり、暴力団犯罪の被害に遭わないよう、暴力団排除のための取組を推進したりします。

性犯罪やエイズ感染などを防止するため、性に関する学習機会や、不安・悩みに対する相談などの取組を推進します。

交通事故から自分や他者の身を守る能力を養うため、発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

その他、犯罪や不当請求、交際相手からの暴力などの被害から身を守るため、子ども・若者が自らの危険を予測し、回避する能力を身につけるための被害防止教育などの取組を推進します。

② 子ども虐待防止と保護対策の推進

市町村、児童相談所、医療機関など関係機関の連携強化により、子ども虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止に係る取組を推進します。

また、虐待を受けた子どもに対するケア及びその保護者等に対する継続的な指導助言などの取組を推進します。

③ 犯罪被害者への支援の充実

犯罪被害等を受けた子ども・若者の精神的負担の軽減を図るとともに、立ち直りを支援するための相談支援活動などを推進します。

施策の方向3 非行・犯罪防止対策の充実

① 早期発見・早期対応に向けた取組の推進

子ども・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関等による連携を強化し、少年警察ボランティア等をはじめとした地域の人々との協働による見守り活動や規範意識を高める取組、居場所づくりなどの取組を推進します。

また、暴走族等の非行集団について、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱を支援するなど、総合的な対策を推進します。

② 薬物乱用防止に関する取組の推進

関係機関等が連携して薬物乱用防止対策を推進するとともに、薬物依存者及びその家族への支援の充実や再乱用防止に向けた取組を推進します。

③ 相談窓口における支援の充実

子ども・若者及びその家族が抱える非行や犯罪被害に関連した個々の問題に対して、適切な助言や支援を行うため、少年補導センター等における相談窓口の充実を図るほか、警察や学校、児童相談所等の関係機関の連携による総合的な支援を推進します。

施策の方向 4 立ち直り支援体制の充実

① 立ち直り相談・支援の充実

警察、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関が連携し、問題を抱えた少年や家族の個々の状況に応じて、立ち直りに関する相談・支援の充実を図ります。

② 地域における取組の充実

地域における社会参加活動、居場所づくり、就学・就労に向けた支援など、立ち直りを支援する取組の充実を図るとともに、再非行・再犯防止に向けた取組を一体的に推進します。

第5章 県民の皆さんへのメッセージ

やまなしの未来を担う子ども・若者を健全に育成するためには、行政のみならず、すべての県民が連携・協働し、大人社会が一丸となって取り組んでいくことが大切です。

子ども・若者自身が社会的な自立に向け努力をすることも必要ですが、子ども・若者の問題は、大人社会が抱える様々な問題を反映していると言われており、大人の意識や行動が子ども・若者に大きな影響を与えます。「大人が変われば、子どもも変わる」ことを自覚し、一人ひとりがそれぞれの立場で子ども・若者の育成のために行動することが強く期待されます。

1 子ども・若者の皆さんへ

この指針の主役は、子ども・若者の皆さん自身です。

次代を担う子ども・若者の皆さんが、相手のことを尊重し互いの多様性を認め、思いやりの心を持って自立した大人として成長していくことが期待されており、皆さん自身が積極的に行動を起こすことが求められています。

- 提案1 早寝・早起きをして、朝ごはんをしっかり食べよう
- 提案2 きちんとあいさつしよう
- 提案3 家では手伝いを、外では仲間と元気に遊ぼう
- 提案4 読書をしよう
- 提案5 相手の話を良く聞き、自分の意見をきちんと伝えよう
- 提案6 世界の人々の暮らしや文化に対して関心を持とう
- 提案7 自分を大切にするとともに、相手のことを尊重し互いの多様性を認め、思いやりの心を持とう
- 提案8 自分の言動に責任を持ち、社会のルールを守って行動しよう
- 提案9 積極的に地域の行事やボランティア活動に参加しよう
- 提案10 携帯電話・スマートフォンやインターネットの使い方には十分注意しよう
- 提案11 外国語をしっかり学び、世界の青少年と積極的に交流しよう
- 提案12 失敗を恐れず、夢や目標を持ち、その実現に向けて努力しよう

2 保護者の皆さんへ

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的マナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たします。

家で身につけたことは、生涯、ずっと生き続けます。

また、子ども・若者にとって心安らぐ居場所になっているか、家庭を見つめ直しましょう。

- 提案1 1日のあいさつは「おはよう」ではじまり「おやすみ」で終わらせましょう
- 提案2 早寝・早起き・朝ごはんの習慣をきちんと身につけさせましょう
- 提案3 子ども・若者の良さや伸びを見つけ、積極的に誉めましょう
- 提案4 叱るべき時に本気で叱り、良いこと、悪いことをしっかり教えましょう
- 提案5 周りの人や学校の先生が子どもを叱ってくれたら、感謝の気持ちをもちましょう
- 提案6 子ども・若者が欲しがるとなると、物を与えないようにしましょう
- 提案7 携帯電話・スマートフォンやインターネットの使い方を話し合い、家庭のルールをつくりましょう
- 提案8 子ども・若者が、いわゆる「ネット依存」にならないように見守りましょう
- 提案9 親は子どものよき手本となりましょう
- 提案10 家族そろって話し合う機会をつくり、親子のふれあいや絆を大切にしましょう
- 提案11 しつけの場は、家庭にあることを自覚して子育てに取り組みましょう。

3 学校（教職員）の皆さんへ

子ども・若者が郷土に誇りを持ち、自らの夢や希望を抱きつつ、たくましく、しなやかに育っていくように努めることが大切です。

また、一人ひとりが、それぞれの個性・能力を生かし、社会的に「自立」する力を身につけることができるよう、教育内容の充実に努めましょう。

- 提案1 先生から進んで「あいさつ」に心がけましょう
- 提案2 叱るべきときは、きちんと叱りましょう
- 提案3 仕事の体験を通して、働くことの尊さを学ばせましょう
- 提案4 生き物の世話をさせ、命の尊さをしっかり学ばせましょう
- 提案5 学校を地域の人と子どもがふれあえる舞台にしましょう
- 提案6 携帯電話・スマートフォンやインターネットとの関わりについて考えさせましょう

4 地域の皆さんへ

地域は、子ども・若者にとって世代を越えて多くの人たちとふれあうことのできる大切な場所です。

近年、大人同士の交流の機会が減少し、地域内の人間関係が希薄になってきています。地域での活動は、共に生きる力など様々な「力」を身につけ実践する貴重な場です。

子ども・若者が健やかに成長するために、学校や家庭とは異なる「地域の教育力」への期待が高まっています。青少年育成団体やNPOの皆さんとも連携して、子ども・若者の健全な育成をめざす地域社会づくりを進めましょう。

- 提案1 地域や近所の大人から、子ども・若者にあいさつや声かけをしよう
- 提案2 地域の子ども・若者の良い行為はしっかり誉めましょう
- 提案3 善くないこと、危ないことをした時は、諭しましょう
- 提案4 子どもたちの集団遊びを復活させましょう
- 提案5 子どもに関わる地域活動に積極的に参加しましょう
- 提案6 子育て中の親子を地域でサポートしましょう
- 提案7 子どもたちが安全に遊び、活動できるように、地域の大人一人ひとりが子どもたちを見守りましょう
- 提案8 地域の大人は身近な手本となるよう努めましょう
- 提案9 地域の大人同士、交流を豊かにしましょう
- 提案10 人生の先輩として、自分の経験や夢を語りましょう

第6章 計画の推進に向けて

計画を着実かつ効果的に推進していくため、全庁的な推進体制を整備するとともに、関係機関との連携・協働による総合的な推進体制の整備に取り組みます。

1 県の推進体制

(1) 全庁的な推進体制の強化

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「山梨県青少年総合対策本部幹事会」において、全庁的に計画を推進するとともに、各部局連携のもとで子ども・若者関連施策を総合的に推進していきます。

(2) 審議会等による有識者及び県民の意見の反映

有識者等で構成される「山梨県青少年問題協議会」をはじめ、県民等の意見を踏まえながら計画を推進するとともに、提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。

(3) 子ども・若者の意識や行動に関する調査の実施

「子ども・若者の意識と行動に関する調査」を引き続き実施し、その結果を効果的な施策の推進に反映させていきます。

2 関係機関等との連携・協働

(1) 子ども・若者育成支援のためのネットワークの充実強化

子ども・若者の育成支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、等の各分野の関係機関・民間支援団体等によるネットワークの充実強化を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

(2) 国、他都道府県との連携の充実

「子ども・若者育成支援推進法」では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。また、有害環境情報への取組については、県域を越えて対応していかなければならない課題も存在します。

このため、これまで以上に国や他都道府県との緊密な連携を図りながら、子ども・若者育成支援に係る各種施策を推進していきます。

また、国の制度や施策が必要となる課題については、必要な措置を国に対して要望していくとともに、国の関係機関とも連携・協力し、本計画を着実に推進していきます。

(3) 市町村との連携推進による支援体制の充実

子ども・若者にとっての生活基盤は身近な市町村にあることから、市町村における子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、必要な情報提供や連絡調整を行うなど、市町村との緊密な連携を図りながら支援を推進していきます。

(4) 民間団体等との連携・協働

子ども・若者の育成支援に関する様々な課題に適切に対応していくためには、NPO・ボランティア、青少年健全育成・子育て支援団体、企業、大学など、様々な主体と行政が目標を共有し、その目標に向かって、ともに力を合わせて活動することが重要です。

このため、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野において、民間団体等との連携・協働した取組を推進するとともに、これらの関係機関とのネットワークづくりを推進していきます。

また、青少年育成県民運動やしなやかな心を育む県民運動を共に進めることを通じて、県民に向けて「地域の子ども・若者は、地域で守り育てる」という意識を醸成するとともに、あいさつ・声かけ運動をはじめとした地域活動などの更なる推進・拡大を目指します。

3 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「山梨県青少年総合対策本部幹事会」において、各種施策の進行管理を行います。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「山梨県青少年問題協議会」に報告し、協議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。